

# 目 次

第1号（3月5日）

|   |    |
|---|----|
| 告 示 .....                                     | 1  |
| 応招議員 .....                                    | 1  |
| 議事日程 .....                                    | 2  |
| 本日の会議に付した事件 .....                             | 3  |
| 出席議員 .....                                    | 4  |
| 欠席議員 .....                                    | 4  |
| 事務局職員出席者 .....                                | 4  |
| 説明のため出席した者の職氏名 .....                          | 4  |
| 開 会 .....                                     | 4  |
| 会議録署名議員の指名 .....                              | 6  |
| 会期の決定 .....                                   | 6  |
| 諸般の報告 .....                                   | 6  |
| 議案第1号 平成29年度津奈木町一般会計補正予算（第5号） .....           | 6  |
| 議案第2号 平成29年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） .....   | 18 |
| 議案第3号 平成29年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号） .....     | 18 |
| 議案第4号 平成29年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号） .....     | 20 |
| 議案第5号 町道路線の廃止について .....                       | 21 |
| 議案第6号 町道路線の認定について .....                       | 21 |
| 議案第7号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について .....       | 22 |
| 議案第8号 津奈木町情報公開条例及び津奈木町個人情報保護条例の一部改正について ..... | 22 |
| 議案第9号 津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について .....       | 22 |
| 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について .....         | 22 |
| 議案第11号 つなぎ文化センター条例の一部改正について .....             | 22 |
| 議案第12号 津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について .....      | 22 |
| 議案第13号 津奈木町敬老祝金条例の一部改正について .....              | 22 |
| 議案第14号 津奈木町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について .....       | 22 |
| 議案第15号 津奈木町国民健康保険条例の一部改正について .....            | 22 |
| 議案第16号 津奈木町介護保険条例の一部改正について .....              | 22 |
| 議案第17号 津奈木町工場等設置奨励条例の制定について .....             | 22 |

|        |                           |     |
|--------|---------------------------|-----|
| 議案第18号 | 津奈木町営住宅管理条例の一部改正について      | 2 2 |
| 議案第19号 | 平成30年度津奈木町一般会計予算          | 2 2 |
| 議案第20号 | 平成30年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算  | 2 2 |
| 議案第21号 | 平成30年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算 | 2 2 |
| 議案第22号 | 平成30年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算    | 2 3 |
| 議案第23号 | 平成30年度津奈木町介護保険事業特別会計予算    | 2 3 |
| 議案第24号 | 平成30年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算    | 2 3 |
| 議案第25号 | 平成30年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算    | 2 3 |
| 散 会    |                           | 2 9 |

### 第2号（3月14日）

|                |        |     |
|----------------|--------|-----|
| 議事日程           |        | 3 1 |
| 本日の会議に付した事件    |        | 3 1 |
| 出席議員           |        | 3 1 |
| 欠席議員           |        | 3 1 |
| 事務局職員出席者       |        | 3 1 |
| 説明のため出席した者の職氏名 |        | 3 1 |
| 開 議            |        | 3 4 |
| 一般質問           |        | 3 4 |
| 4番             | 橋口知恵子君 | 3 4 |
| 1番             | 上村 勝法君 | 4 4 |
| 7番             | 村上 義廣君 | 4 6 |
| 3番             | 久村 昌司君 | 5 2 |
| 散 会            |        | 5 7 |

### 第3号（3月19日）

|                |  |     |
|----------------|--|-----|
| 議事日程           |  | 5 9 |
| 本日の会議に付した事件    |  | 5 9 |
| 出席議員           |  | 6 0 |
| 欠席議員           |  | 6 1 |
| 事務局職員出席者       |  | 6 1 |
| 説明のため出席した者の職氏名 |  | 6 1 |

|   |     |
|---|-----|
| 開 議 .....                                       | 6 1 |
| 議案第 7 号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について .....       | 6 1 |
| 議案第 8 号 津奈木町情報公開条例及び津奈木町個人情報保護条例の一部改正について ..... | 6 1 |
| 議案第 9 号 津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について .....       | 6 1 |
| 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について .....           | 6 1 |
| 議案第11号 つなぎ文化センター条例の一部改正について .....               | 6 1 |
| 議案第12号 津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について .....        | 6 1 |
| 議案第13号 津奈木町敬老祝金条例の一部改正について .....                | 6 1 |
| 議案第14号 津奈木町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について .....         | 6 1 |
| 議案第15号 津奈木町国民健康保険条例の一部改正について .....              | 6 1 |
| 議案第16号 津奈木町介護保険条例の一部改正について .....                | 6 1 |
| 議案第17号 津奈木町工場等設置奨励条例の制定について .....               | 6 1 |
| 議案第18号 津奈木町営住宅管理条例の一部改正について .....               | 6 2 |
| 議案第19号 平成 3 0 年度津奈木町一般会計予算 .....                | 6 2 |
| 議案第20号 平成 3 0 年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算 .....        | 6 2 |
| 議案第21号 平成 3 0 年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算 .....       | 6 2 |
| 議案第22号 平成 3 0 年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算 .....          | 6 2 |
| 議案第23号 平成 3 0 年度津奈木町介護保険事業特別会計予算 .....          | 6 2 |
| 議案第24号 平成 3 0 年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算 .....          | 6 2 |
| 議案第25号 平成 3 0 年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算 .....          | 6 2 |
| 議員派遣の件 .....                                    | 7 6 |
| 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件 .....                        | 7 6 |
| 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件 .....                      | 7 6 |
| 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件 .....                      | 7 6 |
| 発議第 1 号 津奈木町議会委員会条例の一部改正について .....              | 7 7 |
| 閉 会 .....                                       | 7 8 |
| 終 了 .....                                       | 7 9 |
| 署 名 .....                                       | 8 0 |

津奈木町告示第4号

平成30年第1回津奈木町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月21日

津奈木町長 山田 豊隆

- 1 期 日 平成30年3月5日
  - 2 場 所 津奈木町議会本会議場
- 

○開会日に応招した議員

|        |        |
|--------|--------|
| 上村 勝法君 | 澤井 静代君 |
| 久村 昌司君 | 橋口知恵子君 |
| 柳迫 好則君 | 寺本 信介君 |
| 村上 義廣君 | 林 賢二君  |
| 川野 雄一君 |        |

---

○3月14日に応招した議員

---

○3月19日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成30年 第1回 (定例) 津 奈 木 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成30年3月5日 (月曜日)

---

議事日程 (第1号)

平成30年3月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 平成29年度津奈木町一般会計補正予算 (第5号)
- 日程第5 議案第2号 平成29年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第6 議案第3号 平成29年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算 (第4号)
- 日程第7 議案第4号 平成29年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算 (第4号)
- 日程第8 議案第5号 町道路線の廃止について
- 日程第9 議案第6号 町道路線の認定について
- 日程第10 議案第7号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第8号 津奈木町情報公開条例及び津奈木町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第12 議案第9号 津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 つなぎ文化センター条例の一部改正について
- 日程第15 議案第12号 津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 津奈木町敬老祝金条例の一部改正について
- 日程第17 議案第14号 津奈木町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 津奈木町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 津奈木町介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 津奈木町工場等設置奨励条例の制定について
- 日程第21 議案第18号 津奈木町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 平成30年度津奈木町一般会計予算
- 日程第23 議案第20号 平成30年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第21号 平成30年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第25 議案第22号 平成30年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算

- 日程第26 議案第23号 平成30年度津奈木町介護保険事業特別会計予算  
日程第27 議案第24号 平成30年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算  
日程第28 議案第25号 平成30年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案第1号 平成29年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）  
日程第5 議案第2号 平成29年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
日程第6 議案第3号 平成29年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）  
日程第7 議案第4号 平成29年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）  
日程第8 議案第5号 町道路線の廃止について  
日程第9 議案第6号 町道路線の認定について  
日程第10 議案第7号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
日程第11 議案第8号 津奈木町情報公開条例及び津奈木町個人情報保護条例の一部改正について  
日程第12 議案第9号 津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
日程第13 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について  
日程第14 議案第11号 つなぎ文化センター条例の一部改正について  
日程第15 議案第12号 津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について  
日程第16 議案第13号 津奈木町敬老祝金条例の一部改正について  
日程第17 議案第14号 津奈木町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  
日程第18 議案第15号 津奈木町国民健康保険条例の一部改正について  
日程第19 議案第16号 津奈木町介護保険条例の一部改正について  
日程第20 議案第17号 津奈木町工場等設置奨励条例の制定について  
日程第21 議案第18号 津奈木町営住宅管理条例の一部改正について  
日程第22 議案第19号 平成30年度津奈木町一般会計予算  
日程第23 議案第20号 平成30年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算  
日程第24 議案第21号 平成30年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算  
日程第25 議案第22号 平成30年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算  
日程第26 議案第23号 平成30年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

日程第27 議案第24号 平成30年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算

日程第28 議案第25号 平成30年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

---

出席議員（9名）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 上村 勝法君 | 2番 澤井 静代君 |
| 3番 久村 昌司君 | 4番 橋口知恵子君 |
| 5番 柳迫 好則君 | 6番 寺本 信介君 |
| 7番 村上 義廣君 | 8番 林 賢二君  |
| 9番 川野 雄一君 |           |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 久村 庄次君

---

説明のため出席した者の職氏名

|             |        |             |        |
|-------------|--------|-------------|--------|
| 町長 .....    | 山田 豊隆君 | 教育長 .....   | 塩山 一之君 |
| 総務課長 .....  | 林田 三洋君 | 総務審議員 ..... | 吉澤 信久君 |
| 振興課長 .....  | 倉本 健一君 | 振興審議員 ..... | 下川 秀美君 |
| 振興審議員 ..... | 財部 大介君 | 住民課長 .....  | 新立 啓介君 |
| 住民審議員 ..... | 五嶋 睦子君 | 教育課長 .....  | 椎葉 正盛君 |

---

午前10時00分開会

○議長（川野 雄一君） ただいまから平成30年第1回津奈木町議会定例会を開会致します。

第1回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位には公私ともに御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会は、平成30年度当初予算をはじめ、平成29年度補正予算のほか、条例の一部改正など、多くの議案を審議する重要な議会であります。諸議案は多種多様にわたっており、会期も長期間予定されております。新年度における施政方針等については、後ほど町長から詳しく説明があると思いますが、議会と致しましては、さらなる検討を加え、町民の切望する諸施策を町政

運営に反映すべく十分な審議を重ねてまいりたいと思います。

3月に入りましたとはいえ、天気予報によりますと、まだ寒い日が続くようでございます。このような季節柄、議員各位におかれましては、長期間の会期になりますので、御自愛いただき、審議に御精励くださり、適切妥当な議決に達せられますよう念願し、開会の御挨拶と致します。

ここで、町長からの発言の申し出がっておりますので、これを許します。町長、山田豊隆君。  
○町長（山田 豊隆君） 皆様、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成30年第1回津奈木町議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆様におかれましては、全員お元気にて本定例会に御出席を賜り、まことにありがとうございました。

新たな年を迎え、初めての議会ということで、身の引き締まる思いで壇上に上がっております。

平成30年も全力でまちづくりに取り組んでまいり所存でございますので、皆様方のお力添えをよろしく願いを致します。

さて、冬の祭典、平昌オリンピックも2月25日盛会のうちに閉会を迎えました。羽生結弦選手や小平奈緒選手をはじめとする日本選手の活躍に、私をはじめ多くの国民が感動をもらいました。

メダル数も金メダル4個、銀メダル5個、銅メダル4個と歴代最高数となり、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックにも弾みがついたのではないのでしょうか。

日本経済を見てもみると、アベノミクスがスタートして5年、日本経済は順調に回復・拡大しています。厚生労働省が発表した昨年末の有効求人倍率は1.59倍と、44年ぶりの高水準となり、完全失業率は記録的な低水準で2.7パーセントとなりました。

また、内閣府が発表したGDP（国内総生産）は、実質で年率プラス2.5パーセントとなりました。アメリカの3.3パーセントと比較しますと少し落ちますが好調な状態が続いていることは間違いないようです。

好景気は地方には数年おくれて訪れるなどと言われていますが、町と致しましては景気を迎え入れるのではなく、今回提出致しました補正予算のように、今後とも単独事業の前倒しも随時行いながら、少しでも町内の景気を誘発したいと考えています。

3月に入りまして、朝夕の冷え込みはあるものの、日増しに暖かさを感じるこのごろ、2月の寒波を乗り越え、椿の花が咲き、桜のつぼみも大分膨らんでまいりました。4月には満開の桜が町を彩ってくれることと思います。

本定例会に上程致しました案件は、平成30年度当初予算をはじめ、機構改革による条例改正等、非常に重要な案件でございます。長い期間になると思いますが、十分なる御審議をお願い申し上げます。御挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（川野 雄一君） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（川野 雄一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、8番、林賢二君、1番、上村勝法君を指名します。

---

#### 日程第2. 会期の決定

○議長（川野 雄一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、さきに開催されました議会運営委員会において、本日から3月19日までとの答申をいただいております。よって、本日から3月19日までの15日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間に決定しました。

---

#### 日程第3. 諸般の報告

○議長（川野 雄一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

12月22日、水俣芦北広域行政事務組合議会定例会が水俣芦北広域行政事務組合講堂で開催され、議長、副議長出席。

1月17日、議会全員協議会を開催。

2月16日、第68回熊本県町村議会議長会定期総会が熊本テルサで開催され、議長出席。

2月26日、議会運営委員会を開催、また代表監査委員により1月から2月に実施されました例月出納検査の結果報告があっております。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4. 議案第1号 平成29年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）

○議長（川野 雄一君） 日程第4、議案第1号平成29年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第1号平成29年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）について、

歳出の主なものから御説明申し上げます。

今回の補正は、経常的経費、投資的経費の決算見込みに伴う補正を各款にわたって計上致しております。

議会費では、議員報酬及び期末手当に係る経費を減額致しております。

総務費でも、副町長に係る人件費の減額や退職特別手当の決定に伴い、減額を致しております。

財産管理費では、平成30年度の機構改革による配置がえにあわせ、旧タイプの事務机やキャビネット等の入かえを行うため、必要な備品購入費を計上致しております。

企画費では、地域おこし協力隊に係る経費や空き家のリフォーム事業補助金、光ブロードバンド加入促進事業補助金を実績見込みにより減額致しております。

選挙費でも、町議会議員補欠選挙の未実施に伴い、執行経費を減額致しております。

民生費では、社会福祉費で実績に基づき臨時福祉給付金をはじめ、障害福祉サービス費等を減額致しております。

児童福祉費でも、延長保育促進事業補助金、私立保育所等運営委託費、児童手当費を実績により減額。保育園費の嘱託員報酬につきましては、採用人員の減少により減額致しております。

衛生費では、保健衛生費で、決算見込額にあわせ養育医療扶助費、予防接種委託料等を減額し、子ども医療費助成金は所要見込額により増額致しております。合併処理浄化槽設置補助金につきましては、設置実績及び今後の見込額により減額致しております。

清掃費では、水俣芦北広域行政事務組合のごみ処理費負担金やごみ収集車購入費等を減額致しております。

農林水産業費では、農業費で農業委員及び農地利用最適化推進委員の成果実績に応じて交付される農地利用最適化交付金の決定にあわせ、各委員報酬を増額致しております。有害鳥獣被害防止のための電気柵等補助金は、交付確定及び今後の見込額により減額。

中山間地域総合整備事業負担金につきましても、平生集落道の計画変更に伴い、減額致しております。

水産業費では、海岸保全施設の長寿命化計画及び水産物供給基盤機能保全計画の策定に係る業務委託料を実績にあわせ減額致しております。

土木費の道路橋梁費では、町道河原線道路改良工事に伴う用地譲渡及び売却手続に時間を要し、本年度着工が困難となったため、事業費を減額。県道水俣田浦線の道路改良工事に伴う、福浦地区の土地購入費につきましても、用地交渉が年度内に完了しない見込みの部分を減額し、いずれも同額を平成30年度当初予算に改めて計上致しております。

住宅費では、公営住宅等長寿命化計画に基づき、平成30年度から取り組む予定の竹中団地改修工事を前倒しで実施するため、全15棟のうち9棟の外壁や屋根の改修経費を新たに計上致し

ております。

消防費では、水俣芦北広域行政事務組合の消防費負担金を減額致しております。

教育費では、社会教育費で文化センター会議室のエアコン1基が故障したため、必要な取りかえ工事費を計上致しております。

歳入について御説明申し上げます。

分担金及び負担金、使用料及び手数料では、実績見込みにより保育料を増減致しております。

国庫支出金及び県支出金でも、交付決定額及び実績見込みにあわせ、各予算を増減致しております。

繰入金では、財政調整基金を増額し、減債基金を減額、退職手当基金、地域振興基金も実績見込みに基づき減額致しております。町有施設整備基金につきましては、充当額を見直し、竹中団地改修工事に必要な財源を確保するため、追加計上致しております。

雑入では、水俣・芦北地域振興財団の福祉対策特別助成金を減額し、熊本県市町村振興協会からの交付金等を増額致しております。

町債では、道路改良事業債を町道河原線道路改良工事の減額にあわせ減額致しております。

第2表の繰越明許費では、赤崎小学校跡地利活用整備事業や福浦漁港防波堤整備事業、竹中団地改修事業を主に計5事業を平成30年度へ繰り越すものでございます。

第3表の債務負担行為は、新たに平成30年度からの3年間、固定資産課税土地評価業務を契約するために必要な経費を計上致しております。

第4表、地方債補正は、町道河原線道路改良工事の減額変更によるものでございます。

歳入歳出補正総額は3,780万円の減額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,530万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入は10ページから13ページ、歳出は14ページから21ページです。

歳出から質疑を行います。14ページ、15ページ。3番、久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） 15ページですね、企画費の中で、空き家リフォーム事業補助金とあります。240万マイナス、当初予算が240万だったですけど、全然あれがなかったということで、これに対してどんな状況で、なぜこういうふうになって、また今後はどうなっていくのか、教えていただけませんか。

○議長（川野 雄一君） 総務審議員、吉澤信久君。

○総務審議員（吉澤 信久君） お答えを致します。

空き家リフォーム事業補助金につきましては、リフォーム分がですね、50万円の3件分、それと家財道具整理分が30万円の3件分を計上しております。空き家バンクの登録ですけども、借りたい方、これが5名いらっしゃいましたけども、実際貸す方ですね、これが登録がなかった。空き家を探して、1回アンケートをしましたよね。アンケートをした中で、貸してもいいよって方はいらっしゃるんですが、なかなか家が古いものですから、リフォームをしてもなかなか住めないということで、申し込みがですね、リフォーム補助金の申し込み自体がなかったということでございます。

今後はですね、広報だとか、インターネット関係でですね、もっと周知を行いまして、貸してくれる方を探していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。1番、上村勝法君。

○議員（1番 上村 勝法君） 1番、上村です。同じく総務管理費で、光ブロードバンド加入促進費補助金で130万の減額となっておりますが、加入状況と致しまして加入件数と、そして端末機っていいですか、最初購入されたと思うんですけど、どれぐらい在庫があるのか、心配しておりますので、お聞きしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 総務審議員、吉澤信久君。

○総務審議員（吉澤 信久君） お答えを致します。

光ブロードバンドにつきましては、これまで始まりましてから254件の申し込みがっております。平成29年度は43件の申し込みが、2月末現在でっております。

この少ないのがですね、光回線に加入したもののですね、補助金申請をされていないという方が結構いらっしゃるのではないかなというふうには思っております。これもですね、町報等でできる広報を図っていかねばならないというふうに思っております。

それから、全体の台数ですかね。（「残数です。残数」と呼ぶ者あり）残数ですね。現在、254台出ておりますので、最初が700台でしたから、差し引きの450台ぐらい、今残っている状況でございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 1番、上村勝法君。

○議員（1番 上村 勝法君） 残りはまだかなりの台数が残っていると思うんですけど、最先端の機械としてもですね、どんどん年数ごとに衰えていくと思うんですけど、今後そのあたりの処分というのはどのように考えでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） 私のほうからお答えします。

実際、光にですね、加入されている方というのが、もう500は多分超えてて、530程度行っているのではないかと、私どもは思っているんですけど、それにもかかわらず、250程度のまだ申請しかないということですね、そのへんを一応どんどん周知をしまして、個人情報ですので、直接光加入者の名簿とかをいただけないものですから、うちとしましては今月号のたしか、広報にも載っていたと思いますけど、広報とそれと有線放送等の周知をしながら、加入には率先して加入者については申請をしていただきたいというふうに思っています。

在庫は700いちよう当初から持っているわけですけど、700を目標にずっと進んではきたんですが、加入者数は500過ぎていますが、申請数が少ないということで、今の機械そのものは我々が始めたとき、一番最初にバージョンが上がったばかりだったものですから、十年近くは管理できるものというふうに考えています。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ございますか。ほかにございませんか。6番、寺本信介君。

○議員（6番 寺本 信介君） 15ページですね、予約型乗り合いタクシー運行委託料ですね、についてちょっとお尋ねをしたいと思いますが、この乗り合いタクシーに関しては、住民の要望を受けてですね、発足したと記憶をしておりますが、そこで96万7,000円の減額という形でしております。これについての、ちょっと内容を説明をお願いしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 総務審議員、吉澤信久君。

○総務審議員（吉澤 信久君） お答えを致します。

つなぎタクシーにつきましては、委託料という形でむつみタクシーさんですね、こちらのほうにお支払いをすることになっております。当初予算では、マックスで組んでおりますが、要は利用料があった分、例えば100万利用があったとすれば、委託料はその分減額になりますので、減額ということになります。

この96万7,000円ですけども、2月までの見込み、まだ3月まで確定しておりませんが、このぐらいは下がるだろうと。要は利用料がそれだけあったということで、この金額を下げております。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、16、17ページ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、18ページ、19ページ。3番、久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） 3番、久村です。済みません。19ページの住宅管理費ですね、

この工事請負費、竹中団地へ改修工事ですね、9棟分といいまして、15棟のうち9棟分ということですね、なぜ、やっていただけるということはほんといいと思いますが、なぜ今の時期なのかということですね。また、その完成時期というのは15棟全ては30年度で終わるのか、その辺を教えてくださいと思います。

○議長（川野 雄一君） 振興審議員、下川秀美君。

○振興審議員（下川 秀美君） お答えを致します。

竹中団地につきましては、昭和62年度から平成元年にかけて、木造2階の30戸を建設しました。今現在30年を経過しています。平成13年と14年、16年に外部の木部の塗装を実施しましたが、経年劣化により外壁等の汚れが目立っております。今回はですね、津奈木町公営住宅等長寿命化計画に基づき、15棟30戸のうち、9棟18戸の屋根瓦の塗装と、外壁の上にサイディングを張る改修工事費を計上し、残り12戸については、今後実施をしたいと思っています。

今の時期に何でするかといいますと、3月補正で予算を計上しておりますが、地元企業の育成とそれと早期発注、それと管理を行うために、今回3月補正で予算のほうを計上しております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 3番、久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） そのような考えでということ、非常によい感じではあると思いますが、時期的には30年度で完了すると、予定なんでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 振興審議員、下川秀美君。

○振興審議員（下川 秀美君） 今後の予定につきましては、29年度3月補正で予算を計上しまして、今後は30年度と31年度に計画をしております。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 今の件と同じ項目で質問します。

今、竹中団地というのは本当今外壁が、本当に見た目がですね、悲惨な状況になっていて、塗装をしてもらったんですけど、またやはり風向きとかで、外壁を雨水が流れるんですよ。そのためにああいう、黒いさびというのかな、なんかすごく汚くなってきているんですけど、この今回のこの内容によって外壁と瓦って言われましたけど、瓦の状態はどういうところまで工事をされるのか、お願いします。

○議長（川野 雄一君） 振興審議員、下川秀美君。

○振興審議員（下川 秀美君） 瓦につきましては、今現在セメント瓦が載っていますので、それを高圧洗浄、水圧をかけたやつで洗浄しまして、前回の台風のときに瓦が落ちたりとかしております。その分のずれ防止のためには瓦の周りにコーキングをして、固定をして、その後その上か

ら塗装を塗るような工事になっております。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 4番、橋口です。瓦のところに吹きつけをするということですよ。吹きつけをするということなんですが、やはり今の新しいおうちとかなんかは、瓦がですね、陶器の瓦とか、セメントの瓦じゃないんですよ。本当軽い瓦になっていて、台風の時にも瓦としての、落ちにくいというのがありますので、本当はそれのほうが効果的ではなかったのかなと思うんですね。

だけでも、ちょっと予算的なものというのもあったみたいで、これになったんですが、やはり今度瓦というのが落ちたときに、交換はしていただけるんですけど、車とかですね、この前の台風の際に車にちょっと害を与えたんですよ。フロントガラスが割れたりとかしたので、やはり瓦ではなくてシート式とかですね、その平らな分に本当はしてほしいんですけど、瓦がおちないように強化をしていただくように、よろしいでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 補足説明を致します。

これもですね、議案説明でやったとおりですね、3号線から見て非常に黒ずんで、インターができて、最初はですね、できた当時は物すごいよかったですね。すごい住宅があるなって、そういうイメージがありましたけども、今回は黒ずんで、非常にインターからおりても何かその町自体がですね、何ですか、ひずんでるようなそういう感じを受けますものですから、今回は議案説明もしましたとおり、要するに国の経済を待つんじゃなくて、町から積極的に景気浮揚、それと30年たっていますので、その機能保持ですよ。まずこれからも30年を保証しようということと、きれいな外壁でまた耐震でも強くなると。

サイディングをしますんで、汚れも非常にしにくくなるということと、それと瓦もですね、セメント瓦ですから非常に雨漏りしにくい、今までの陶器瓦とか、あれよりも雨漏りしにくいですし、また日本家風っていうんですかね、日本の住宅に合う、古来の瓦ですから、非常にイメージ的にもいいのかなと思いますし、軽いのだよこのとおっしゃいますけれども、セメント瓦はセメント瓦のよさがあるし、まだ軽いのは軽いのでそれぞれ欠点も長所もありますので、今までの経済的で先ほどおっしゃったとおり雨漏りがしないので、丈夫なですね、施工をしたいと思えます。

○議長（川野 雄一君） 4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） ありがとうございます。やはり瓦が落ちたりとかすればですね、本当に大変なことになりますので、そちらのほうが落ちないように、先ほど言いましたように強化をしていただくことをお願いしておきます。

○議長（川野 雄一君） 2番、澤井静代君。

○議員（2番 澤井 静代君） 2番、澤井です。済みません。引き続き同じ質問です。

今、竹中団地につきましては、瓦、外壁という話になっておりますが、ひさし部分とかもありますよね。本当に、きのうも帰りながら見てきましたけど、本当に以前から担当のほうには「いつから修理しなっとですか」という話はしておりましたが、今回の取り組みについては本当に、町長もおっしゃいましたように町の顔ですよ。津奈木に、インターおりてきてすぐ町営住宅がある。それも高台にありますので、目につく。あら、この町はっていう、本当にこれ町営住宅かなっていうのを私も危惧していましたので、今回すごくきれいになるということはあると思います。

ちょっと、玄関のほうが出ている感じの部分もあるんですが、全ての部分をきれいに、一棟一棟きちんとした形で修理をしていただけるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 振興審議員、下川秀美君。

○振興審議員（下川 秀美君） 全体的に外壁から屋根までやりかえますが、玄関の部分の屋根についても塗装をしたりとか、あと窓のところに木枠で防止のためにしてありますが、この木枠についても腐れている部分については撤去をして新しいやつにして塗りかえるという形で、全体的にリフォームするような形で考えております。

○議長（川野 雄一君） 2番、澤井静代君。

○議員（2番 澤井 静代君） 済みません、また同じです。何せ大きい金額を使って修繕しますので、引き続き当初予算、平成30年度の当初予算では2,748万5,000円ですか、の予算を組まれていると思うんですが、これは何棟、30年度から31年度にかけては全部きれいにしますという説明だったと思うんですね。これは一応、今年度は何棟計画されているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 振興審議員、下川秀美君。

○振興審議員（下川 秀美君） 今回の補正で、15棟のうち9棟行います。来年度30年度で3棟、31年度で3棟の計画をしております。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。1番、上村勝法君。

○議員（1番 上村 勝法君） 道路橋梁費の町道河原線道路改良工事で、1,200万の減額となっておりますが、この理由をもう少し詳しく説明願いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 振興審議員、下川秀美君。

○振興審議員（下川 秀美君） 減額の理由につきましては、幅5メートルの延長30メートルの道路改良工事を計画をしておりました。新幹線の高架下に、下の用地を取得するために、鉄道建設運輸施設整備支援機構と用地の譲渡、それと売却手続が完了することができなかつたために、

今回減額を計上しております。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。8番、林賢二君。

○議員（8番 林 賢二君） 私は、18ページのですよ、農業委員会の委員報酬ですか、231万計上されておりますが、先ほど町長のほうからの説明の中にもちょっとございましたけれども、もう少しちょっと詳しくですね、内容等を教えていただければと思いますけど。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、倉本健一君。

○振興課長（倉本 健一君） お答え致します。

農業委員会につきましては、昨年の7月に新たに出発したわけなんですけど、現在農業委員6名、推進委員5名で、計11名で活動を行っています。今回、農地の集積や遊休農地の解消など、委員の必須事業となっております。また、新たに委員の活動及び実績により、農地利用最適化交付金という交付金があるんですね、後ほど歳入のほうでも出てくることになっておりますが、その交付金が交付されることになっております。

これについては、農地の集積が単年度で8ヘクタール実施され、また遊休農地も単年度で約24ヘクタール改修されたため、農地利用最適化交付金が今回交付されることになっております。この交付金を農業委員、そして推進委員に配分するものです。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 8番、林賢二君。

○議員（8番 林 賢二君） 農業委員会の委員ですね、さっき6名と5名ですか、言われましたけれども、まず農業委員の5名の報酬といいますか、去年の予算が150万上がっていますですね、約ですね。それと、農地利用最適化推進委員という方のほうが70万ほど上がっているんですね。

それに、これと別として今上に書いてありますように、農業委員の報酬というのが、交付金が必要に120万と105万ですか、えらいなお金やと思って実際びっくりしているんですけど、これは県のほうからの、交付金として県のほうから来るということをさっきの収入のほうにも上げてありましたのでですね、別に津奈木町の金を持ち出すわけじゃないんでしょうけども、先ほど面積も8ヘクタールと24ヘクタールですか、言われましたけれども、大したものだなというような思いをしているんですけども、これをなら委員の方々がですよ、平等に出ておられたらこれを平等に割ってもよかと思うんですけど、報酬としてですね。ところが、やっぱり幾つか地区に分かれておられると思うんですよ、この委員の方々はですよ。そういったら、出面にあわせて報酬を払われるということでおられるのか。それと一つと。

これをちょっと、ためていて後でいろんなことの事業に使うというのは、それはもう報酬しかできないわけですか。その点お尋ねしたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、倉本健一君。

○振興課長（倉本 健一君） 農業委員さん、推進委員、それぞれ月額1万6,500円っていう報酬を支給されることになっております。これ以外に交付される金額ということに今回なります。

それと、一応基本給として先ほど言いました1万6,500円、能率給としてこの交付金を配分するという形に一応なっているものですから、それぞれ農業委員さんと推進委員という方は、セットでいろんな活動をされています。もちろん、個人的にもされているわけなんですけど、その活動及び実績において分配されるわけなんですけど、ある程度皆さん同じようにやっぱり活動はされております。

今回、農地集積単年度で8ヘクタールっていう話をしましたが、このうち7ヘクタールについてはですね、農業者年金を支給するために移譲をするという形、特に活動を行わなくてもできたということになっております。

それと、遊休農地が単年度で24ヘクタール解消されたということを言いましたが、このうち20ヘクタール、これについては農地をですね、ある程度固まった農地があって、だんだん周辺部のほうから荒廃していくわけなんですけど、その周辺部の非農地化、それを単年度で21ヘクタール行ったがために、調査、委員さんたちが調査をされて出た分、それが3ヘクタール、合わせて24ヘクタールということに今なっております。

今後配分する、3月いっぱい配分する形になるかと思っておりますけど、ある程度均等割プラスの各委員さんがどういうふうな活動をされたか、そこら辺の実績あたりも一応考えて支給は考えたというふうに思っております。

○議長（川野 雄一君） ちょっとよかですか。倉本課長、今2点質問があったんですよ。支払いは委員全部に均等に払うのかということと、それで報酬以外にこの金額は使えないのか。この2点が主な質問だと思います。

○振興課長（倉本 健一君） 今のところ、この最適化交付金については、全てが配付する方向で今考えております。それでいいですか。

○議長（川野 雄一君） ほかに使えないの、報酬以外に。報酬以外に使えないのか。

○振興課長（倉本 健一君） 詳しいことはちょっとわかりなんですけど、多分報酬として支払う形になるかと思えます。

○議長（川野 雄一君） 8番、林賢二君。

○議員（8番 林 賢二君） ちょっとですね、まだ納得というか、これでいいのかなというように思いをしておりますけれどもですね、やはりもちろん交付金ですね、さっきも言いましたけれども、県のほうからの認定があってこういった形で来ていると思いますので、私どもがどうのこうのいうあれじゃないんでしょうけどもですよ。

ただ、これだけ本当に委員の方がされとったのかなと、一つはちょっと疑問な点もありますし、ちょっと今後継者と、農業年金か、農業者年金をもらうために、後継者がおらんとできませんですものね。だから、そのタッチしただけでもかなりの、この活動をしなくても自然とそっちのほうに行くような状況の中でもこれに加えられるというのはですね、何かそれでいいのかなってというような思いもしますけれども。

ただ、一番心配しておったのが、今後もこれはあり得ることですものね。それで、予算書を見たときにですね、ことしは150万ぐらいの農業委員の方で150万、だから推進委員の方で70万してありましたが、これは去年の話なんですよね。ところが、ことしは140万と100どしこやったですか。結構多めに報酬も予算に入れておられるようですが、これはもう予算の中でちょっとなってくっでと思いますので、言いませんですけども、だって報酬は余りかわらんとやがなと思いながら、何でこんなに上がってくるのかなという、それも一つ気になっておりましたものですから、ちょっとお尋ねしたわけでございます。

もしよかったらですね、今はわからんと思いますが、この件数、8ヘクタール、24ヘクタールの件数、どれだけされたのか、例えばみかん山を山林に変えられたとかなんかあるんでしょう。これに適用する面積というか、その件数で結構ですので、面積はわかっておりますので。もしよかったらですね、今じゃなくても後でも結構でございますので、教えていただきたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 暫時休憩します。

午前10時45分休憩

-----  
午前10時47分再開

○議長（川野 雄一君） 振興課長、倉本健一君。

○振興課長（倉本 健一君） 農地の集積については、8ヘクタールのうちですね、7ヘクタールが先ほどいいました農業者年金の受給による利用権設定、これに2件分です。2件分で約7ヘクタール、8ヘクタールのうちですね。残りの1ヘクタールについては、件数がちょっと今現在わかりません。それと、遊休農地関係なんですけど、24ヘクタールのうち約21ヘクタールが非農地化したことによる面積なんですけど、筆的に93筆です。93筆で約21ヘクタールというふうになっております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） ようございますか。

○議員（8番 林 賢二君） はい。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） それでは、20ページ、21ページ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） ないようでございますので、歳出での質疑はもう全体的にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入の質疑を行います。10ページ、11ページ——10ページ、11ページです。ございませんか。——10ページ、11ページです。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 12ページ、13ページ。3番、久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） 3番、久村です。12ページですね、財産収入でですね、財産売り払い収入312万5,000円とありますが、何を売却したのか、教えていただければと思います。

○議長（川野 雄一君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） お答えします。

財産売り払い収入の321万5,000円、何を売ったかという御質問でございますが、これにつきましては平成28年度中に行いました町有林の間伐、それと台風被害林の搬出によりまして町有林の木材を販売を致しております。その販売額から市場の経費、森林組合の搬出経費等を差し引いた精算額と致しまして321万5,000円を計上致しておるものです。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。全体での質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号平成29年度津奈木町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第5. 議案第2号 平成29年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)**

○議長(川野 雄一君) 日程第5、議案第2号平成29年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長(山田 豊隆君) 議案第2号平成29年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、御説明申し上げます。

歳出では、介護納付金を納付確定額にあわせ増額し、保健事業費では嘱託員報酬を減額致しております。諸支出金では、前年度療養給付費等超過交付分の返還金を増額致しております。

歳入では、前期高齢者交付金を交付決定額により増額し、繰入金は基金繰入金を減額致しております。

歳入歳出補正総額は900万円の増額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,510万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(川野 雄一君) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野 雄一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野 雄一君) 討論なしと認めます。

これから議案第2号平成29年度津奈木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野 雄一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第6. 議案第3号 平成29年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)**

○議長(川野 雄一君) 日程第6、議案第3号平成29年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第3号平成29年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳出では、総務費で水俣市の水道使用料や基金積立金を減額致しております。簡易水道事業費でも実績見込みにあわせ増減致しております。

歳入では、水道使用料及び基金繰入金を減額致しております。

第2表の繰越明許費は、新川砂防函渠配水管架設事業を平成30年度へ繰り越すものでございます。

歳入歳出補正総額は630万円の減額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,970万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入8ページ、歳出9ページです。3番、久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） 3番、久村です。19ページのですね、一般管理費、水俣市水道使用料290万の減額となっています。減額になるということは、本当に非常によいことですが、なぜ今ごろになって290万も減額という数字が出てきたのか、教えていただければと思います。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、倉本健一君。

○振興課長（倉本 健一君） お答え致します。

減額、290万の減額の理由なんですけど、これについてはですね、岩城のほうから小津奈木地区のほう、給食センターであったり、B&Gのほうであったり、そちらのほうまで範囲を広げて、小津奈木の地区の、要は水俣からの水の配水面積を縮小したために、水俣からの使用料分290万減額ということで計上しております。

○議長（川野 雄一君） 3番、久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） その範囲を広げたということは、この岩城のほうに新しい施設ができましたよね。塩迫のほうにですね。あれができたからということでよろしいでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、倉本健一君。

○振興課長（倉本 健一君） 現在、岩城の貯水槽ですね、新しいやつができていまして、それも稼働しております。そういったことですね、岩城地区のほう十分あるものですから、できるだけ小津奈木のほうまで回して、水俣からもらっている水量を減らしているというところです。小津奈木のほうボーリングも現在行っておるんですけど、ある程度完了しまして、豊富な水も今

出ている状況です。来年はですね、さらに予算的に減額ができるんじゃないかというふうに見込んでいます。

○議長（川野 雄一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号平成29年度津奈木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第4号 平成29年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（川野 雄一君） 日程第7、議案第4号平成29年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第4号平成29年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳出では、保険給付費で居宅介護サービス給付費を減額し、地域密着型サービス給付費等を増額致しております。

歳入では、基金繰入金を減額致しております。

歳入歳出補正総額は1,500万円の減額で、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,490万円と致しております。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。歳入6ページ、歳出7ページです。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号平成29年度津奈木町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議案第5号 町道路線の廃止について

○議長（川野 雄一君） 日程第8、議案第5号町道路線の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第5号町道路線の廃止についてを御説明申し上げます。

南九州西回り自動車道の建設に伴い、町道清水線ほか3路線を一旦廃止するものです。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号町道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 議案第6号 町道路線の認定について

○議長（川野 雄一君） 日程第9、議案第6号町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 議案第6号町道路線の認定についてを御説明申し上げます。  
南九州西回り自動車道の建設に伴い、町道清水線ほか5路線を新たに認定するものです。  
よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提案理由の説明が終わりました。  
これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。  
これから議案第6号町道路線の認定についてを採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10. 議案第7号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第11. 議案第8号 津奈木町情報公開条例及び津奈木町個人情報保護条例の一部改正  
について

日程第12. 議案第9号 津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第13. 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第14. 議案第11号 つなぎ文化センター条例の一部改正について

日程第15. 議案第12号 津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

日程第16. 議案第13号 津奈木町敬老祝金条例の一部改正について

日程第17. 議案第14号 津奈木町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第18. 議案第15号 津奈木町国民健康保険条例の一部改正について

日程第19. 議案第16号 津奈木町介護保険条例の一部改正について

日程第20. 議案第17号 津奈木町工場等設置奨励条例の制定について

日程第21. 議案第18号 津奈木町営住宅管理条例の一部改正について

日程第22. 議案第19号 平成30年度津奈木町一般会計予算

日程第23. 議案第20号 平成30年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第24. 議案第21号 平成30年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第25. 議案第22号 平成30年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算

日程第26. 議案第23号 平成30年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

日程第27. 議案第24号 平成30年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算

日程第28. 議案第25号 平成30年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

○議長（川野 雄一君） 日程第10、議案第7号機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第28、議案第25号平成30年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算までの19議案を一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第10、議案第7号から日程第28、議案第25号までの19議案を一括議題とすることに決定致しました。

ここで、平成30年度主要施策並びに予算等について、町長の説明を求めます。町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 平成30年度、主要施策並びに予算説明を行います。

本日ここに平成30年第1回津奈木町議会定例会が開催され、平成30年度一般会計予算をはじめとする重要な諸案件の御審議をお願いすることにあたり、私の町政運営の基本方針と施策の概要を申し上げ、議員各位と町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

早いもので、町長に就任致しまして既に7カ月の歳月が流れました。

その間、新たな事業展開を行ないながら順調に町政を進めてこられましたのは、ひとえに議員の皆様方、また町民の方々のお力添えがあればこそと、深く感謝申し上げる次第です。

私にとりまして、平成30年度は新たなスタートの年、「まちづくり元年」となります。

所信表明でも申し上げましたとおり、本町の直面する課題は人口減少と少子高齢化、それに伴う産業・経済の縮小と捉え、私の政治公約でもあります、「人口減少・少子高齢化対策」、「農林水産業の振興」、「地元企業育成と雇用確保」の目標を着実に実行し、10年後、20年後の津奈木町がより活力ある町となりますよう総力を結集してまいり所存でございます。

まず、目標を実現するために、平成30年度から役場機構を大幅に見直すことと致しました。

山田町政のカラーを出せる、戦略的で末端まで目の届く組織編制となるよう、新たな改革に着手致します。

新たな政策を展開するためには、首長と直結するスピーディかつ戦略的な組織が不可欠です。また、サービス向上のためには、窓口等の担当から課長までのレスポンスも上げなければなりません。

そこで、今回新たに主に政策や企画を行なう課を新設致します。あわせて、これまでの住民課を2つの課にすることで、組織の風通しをよくし、サービス向上につなげます。また、窓口改革

にも着手し、対面型低カウンター等を設置し、高齢者に優しい窓口の設置を、新年度では検討したいと思います。

これからは時代や課題にあわせ、役場組織も変化できるよう、内部協議を行ないながら引続き行政改革も進めてまいりたいと思います。

さて、今回平成30年度の予算編成にあたり、さまざまな課題も見えてまいりました。中でも大きな課題が、公共施設の老朽化です。役場庁舎、B&G体育館、文化センター、温泉センター、物産センター、公営住宅等に加え、橋梁、トンネル等々、今後の改修に多額の予算が必要となることがわかっています。

計画的に改修等を行なってまいりますが、交付税や補助事業が減少する中、町の予算を圧迫する要因となりかねませんので、これまで以上に効率的予算編成を行なっていかなければなりません。

また、これまで実施してまいりました事業実績を効果検証しながら、さらなる推進強化も図ってまいります。あわせて、津奈木町人口ビジョンを踏まえ、津奈木町まち・ひと・しごと創生総合戦略を積極的に展開し、私の公約とリンクしております人口減少対策や地域経済の活性化を図るとともに、安定した雇用の創出を目指してまいります。

一方、国の地方財政対策を見ますと、地方の子ども子育て支援や地方創生、公共施設等の適正管理に取り組みつつ、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額を、前年度と同水準の6兆2千100億円確保するとしております。

しかしながら、地方交付税は1兆6千億円、前年度比2.0パーセントのマイナス、臨時財政対策債も4兆円、前年度比1.5パーセントのマイナスとなっております。

予算編成に当たっては、国の厳しい財政状況を踏まえ、地方においても国の取り組みと基調をあわせ、歳出全般にわたり徹底した見直しの推進が求められております。

このような状況を踏まえ、新たな機構改革に取り組み、限られた財源の重点的かつ効率的配分を行ったところです。

それでは、平成30年度当初予算案について、一般会計から歳出の科目ごとに主要事業を順次御説明申し上げます。

総務費では、財産管理費で庁舎外壁から庁舎内へ雨漏りがあるため、北側外壁全面の防水工事を実施致します。また、改善センターロビーの空調機も老朽化によるふぐあいのため、改修工事を実施致します。

倉谷工業団地内の産業廃棄物につきましては、少しずつですが処分を継続し、津奈木工業団地内にあります産業廃棄物の飛散防止シートも張りかえ等を行い、適正保管に努めてまいります。

企画費では、旧赤崎小学校跡地の交流広場整備事業に取り組み、地域住民の交流拠点や健康づ

くり拠点として、デッキやシェルターの整備を実施します。移住定住促進対策事業としましては、1名の地域おこし協力隊員の採用決定にあわせ、活動に要する経費を計上するとともに、引き続き協力隊員の募集を進めてまいります。

また、これまで移住定住対策を目的に進めてきました転入者への定住促進事業補助金は、地域振興費に組みかえ、町内業者の経済対策として、町内在住者も申請できるよう対象要件を拡充し実施してまいります。

前年度から本格実施の小さくて強い産業づくり事業は、農林水産業費から地域振興費へ組みかえ、新設される課が主体となって町活性化を推進してまいります。

美化事業推進費では、舞鶴城公園一帯を、これまで以上の観光資源として活用するため、基本構想策定に係る委託料を計上し、舞鶴城公園の美観維持のためにも、年間を通した管理委託料も新たに計上致しております。

美術館費では、2階デッキ部分の床や手すり等の補修とモノレール支柱部分の塗装など、老朽化に伴う施設改修工事を実施致します。

民生費では、児童福祉費で、出生児への出生祝い金や誕生祝い品の木の玩具制作料等を計上致しております。

衛生費では、保健衛生総務費で、子ども医療費助成金の対象年齢を高校生まで引き上げ、子ども・子育て支援を実施してまいります。

農林水産業費では、農業振興費で、環境共生型農村モデル創造事業をはじめ、有害鳥獣対策補助金、電気柵等設置事業補助金を実施してまいります。また、予算にこそ計上は致しておりませんが、耕作放棄地対策として、具体的な取り組みを行なう検討に入りたいと思います。

水産業振興費では、県の水産基盤整備交付金事業により、漁場の海藻類の状況確認や簡易藻場礁の設置等を実施致します。

漁港建設費では、福浦漁港護岸高潮対策工事費や福浦漁港物揚げ場工事費を計上致しております。

観光費では、つなぎファームと連携し、食に関連したスロータウンつなぎ発信事業を実施してまいります。また、県道深川津奈木線の道路改良工事に伴い、源泉タンク施設の移転が必要となることから、実施設計委託料を計上致しております。また、温泉センター施設の外部改修につきましても、実施設計委託料を計上致しております。

土木費では、道路維持費で町道津奈木村線及び内野線の長寿命化舗装補修工事を実施し、道路新設改良費では町道河原線をはじめ、合串福浦線、白ヶ浦支線の改良工事を実施致します。

橋梁維持費では、橋梁点検業務と長寿命化計画に基づき、男島2号橋の修繕に係る設計や日当橋の修繕工事を実施し、旧国道津奈木トンネルも点検業務を実施致します。

住宅建設費では、竹中団地と赤崎団地の屋根塗装や外壁改修工事を実施し、昭和47年建設の上原団地につきましては、長寿命化計画に基づき建てかえを行うため、平成30年度は解体工事に係る実施設計委託料を計上致しております。

消防費では、常備消防費で芦北消防署建設費を含む水俣芦北広域行政事務組合消防費負担金を計上し、防災費では平成31年度から全国瞬時警報システムに新たな情報伝達方法が導入されるため、受信機の更新委託料を計上致しております。

教育費では、小学校費でプール更衣室の鉄骨等が腐食し、利用できない状態のため、改修工事を実施致します。海洋センター費では、B&G体育館の屋根の腐食により雨漏りが複数箇所からあるため、屋根全面の防水工事を実施致します。また、体育館周辺の駐車場も一部未舗装部分があるため、あわせて一体的な改修工事として実施致します。

次に歳入について、主なものから御説明申し上げます。

町税では、歳入の根幹であります町民税を前年度と同水準計上し、固定資産税は九州新幹線の償却資産増加分を見込み、増額計上致しております。

地方譲与税や各種交付金では、国の地方財政対策や昨年の実績に基づき、計上致しております。

地方交付税は、国の試算が前年度比2.0パーセントのマイナス見込みであるため、各算定経費から推計し、減額計上致しております。

負担金と使用料に計上されます保育料につきましては、新たな子育て支援策として、保育料全体の3割軽減を実施致します。これにより、管内では一番安い保育料が実現することとなります。

国庫支出金では、小さくて強い産業づくりプロジェクトに対する地方創生推進交付金や、道路橋梁費に係る社会資本整備総合交付金等を計上致しております。

県支出金では、旧赤崎小学校跡地交流広場の整備事業や環境共生型農村モデル創造事業、スロータウンつなぎ発信事業に係る環境首都創造事業補助金を計上致しております。また、福浦漁港物揚げ場工事や藻場礁の設置等に係る補助金も計上致しております。

繰入金では、財政調整基金、減債基金繰入金等を計上致しております。また、竹中団地、赤崎団地の改修工事等の財源として、町有施設整備基金繰入金を計上致しております。

諸収入では、美術館の住民参画型アートプロジェクトに係る、水俣・芦北地域振興財団からの助成金や、アーティストインレジデンスに係る地域の文化・芸術活動助成金等を計上致しております。

町債では、臨時財政対策債をはじめ、道路改良事業や美術館施設改修事業、B&G体育館施設・周辺改修事業等に充当するため、過疎対策事業債を計上致しております。また、広域行政事務組合が実施する芦北消防署新庁舎建設事業や、クリーンセンターの中央制御盤更新事業にも過疎対策事業債を充当するよう、あわせて計上致しております。

以上が、一般会計の主なものでございます。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ29億6,700万円と致しております。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計から御説明申し上げます。

平成30年度から国民健康保険法の改正に伴い、県が財政運営の主体となり、市町村は資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業等を担い、県と市町村が共同して国保の運営を行うこととなりました。

歳入では、国民健康保険税や保険給付費等に対する県支出金、特別の事情がある保険者に対して交付される特別交付金、保険料軽減分及び保険者支援分としての保険基盤安定繰入金等を計上致しております。

歳出では、被保険者の医療費等に対する各保険給付費及び、県に納める国民健康保険事業費納付金並びに特定健康診査等に係る事業費を計上致しております。

なお、平成30年度も引き続き被保険者のうち40歳から70歳までの基準年齢該当者を対象に、無料人間ドック事業を実施致します。また、集団健診だけでなく、医師会と連携し、各医療機関からの情報提供事業と個別健診をあわせて実施し、特定健診の受診率向上に努めます。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億8,310万円と致しております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計について、御説明申し上げます。

本町が行います後期高齢者医療制度の業務に要する予算を計上致しております。

歳入では、被保険者から徴収致します後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金を計上し、歳出では保険料等を納付する後期高齢者医療広域連合納付金、被保険者の健康の保持・増進及び疾病の早期発見・早期治療を目的とする健診事業費を計上致しております。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,100万円と致しております。

次に、簡易水道事業特別会計について、御説明申し上げます。

歳入では、水道使用料をはじめ、簡易水道統合計画に係る簡易水道施設整備費補助金及び簡易水道統合事業債、また一般会計繰入金を繰り出し基準に基づき計上致しております。

歳出では、統合計画に基づき、新平国浄水場・配水場の造成や平国・福浦地区の老朽化した配水管の更新等を、主に計上致しております。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億6,200万円と致しております。

次に、介護保険事業特別会計について、御説明申し上げます。

平成30年度から32年度までを、計画期間として策定しました津奈木町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画に基づき、要介護状態になった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活が送れるよう、地域支援事業に重点を置き、サービスが必要な方へ適切なサービスの

供給が行われるよう、介護保険制度の適切な運営に努めてまいります。

歳入では、65歳以上の第1号被保険者からの保険料、各介護保険事業に対する国、県からの支出金、支払基金からの交付金等を計上致しております。

歳出では、各介護サービス事業等の保険給付費、介護予防事業等の地域支援事業費等を計上致しております。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億4,220万円と致しております。

次に、恒久対策事業特別会計について、御説明申し上げます。

歳入では、維持及び事業運営基金繰入金を主に計上致しております。

歳出では、人件費と施設の維持管理費を計上致しております。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,700万円と致しております。

最後に、宅地造成事業特別会計について、御説明申し上げます。

歳入では、事業収入と致しまして、2区画分の販売見込額を計上致しております。

歳出では、一般会計で取り組む移住定住促進事業にあわせ、さくら団地の販売促進強化に努めてまいります。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,000万円と致しております。

以上が特別会計の主なものでございます。

このほか、各種議案につきましては、末尾に提案理由を記載致しておりますので、御了承を賜りたいと存じます。

以上、平成30年度の主要施策並びに予算の概要について御説明申し上げてまいりました。

本町を取り巻く状況は厳しいものがありますが、基本方針であります「住みたくなる町づくり」推進のため、最善を尽くす覚悟でありますので、議員各位並びに町民の皆様の御支援、御協力を心からお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。

なお、細部につきましては、議事の進行に従いまして、御質問がございましたら、私もしくは担当課長が説明致しますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

御清聴、まことにありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 町長の説明が終わりました。

お諮りします。先ほど一括議題としました19議案につきましては、さきの議会運営委員会において、委員会に付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第35条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の19議案については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

お諮りします。日程第10、議案第7号から日程第28、議案第25号までの19議案は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第10、議案第7号から日程第28、議案第25号までの19議案は、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定致しました。

各常任委員会におきましては、慎重な審議を実施され、審査の経過とその結果を最終日の本会議において、各常任委員長から報告を願います。

----- . ----- . -----

○議長（川野 雄一君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。  
本日はこれで散会します。

午前11時27分散会

---

---

平成30年 第1回 (定例) 津 奈 木 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成30年3月14日 (水曜日)

---

議事日程 (第2号)

平成30年3月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 (9名)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 上村 勝法君 | 2番 澤井 静代君 |
| 3番 久村 昌司君 | 4番 橋口知恵子君 |
| 5番 柳迫 好則君 | 6番 寺本 信介君 |
| 7番 村上 義廣君 | 8番 林 賢二君  |
| 9番 川野 雄一君 |           |

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 久村 庄次君

---

説明のため出席した者の職氏名

|             |        |             |        |
|-------------|--------|-------------|--------|
| 町長 .....    | 山田 豊隆君 | 教育長 .....   | 塩山 一之君 |
| 総務課長 .....  | 林田 三洋君 | 総務審議員 ..... | 吉澤 信久君 |
| 振興課長 .....  | 倉本 健一君 | 振興審議員 ..... | 下川 秀美君 |
| 振興審議員 ..... | 財部 大介君 | 住民課長 .....  | 新立 啓介君 |
| 住民審議員 ..... | 五嶋 睦子君 | 教育課長 .....  | 椎葉 正盛君 |

---

平成30年第1回定例会

一般質問通告表（平成30年3月14日（水）午前10時）

| 順番 | 質問議員  | 質問事項             | 質問の要旨  | 質問の相手            |
|----|-------|------------------|--|------------------|
| 1  | 橋口知恵子 | ①住宅リフォーム助成事業について | ①平成30年度主要施策及び予算説明では、転入者への定住促進事業補助金を地域振興費に組み替え、町内業者の経済対策として、町内在住者も申請できるよう対象要件を拡充し実施することになっている。<br><br>組み替えて拡充した理由と、どういう工事に適用されるのか。転入者に限らなければ、住宅全般に適用できる住宅リフォーム助成事業にするべきではないか。                                 | 町長<br>及び<br>担当課長 |
|    |       | ②町の避難訓練について      | ①東日本大震災時に、避難訓練を行っていたから助かったという教訓からして、避難訓練は災害時に慌てず行動できるように繰り返し行う必要がある。<br><br>本町での避難訓練状況はどのようになっているのか。確実に避難ができる指導は行われているのか。  | 町長<br>及び<br>担当課長 |
|    |       | ③不妊治療助成制度について    | ①平成30年度予算でも、人口減少・少子化対策に向けた新たな施策が追加され、子ども子育て支援が拡充されている。<br><br>妊婦健診の無料は継続され、子ども子育て支援は徐々に充実しつつあるが、不妊治療への助成は行われていない。国や県は、治療費の一部を助成しているが、不妊治療費は高額になるため治療をあきらめざるを得ない。<br><br>治療費の自己負担軽減のために、不妊治療助成を行う必要があるのではないか。 | 町長<br>及び<br>担当課長 |
| 2  | 上村 勝法 | ①副町長不在について       | ①山田新町長体制も7ヶ月が経過し、新たな事業展開を行い役場内の機構も見直されると思うが、副町長不在で町政運営に支障はないのか。また、必要ではないのか。  | 町長               |

| 順番 | 質問議員  | 質問事項               | 質問の要旨  | 質問の相手              |
|----|-------|--------------------|--|--------------------|
| 3  | 村上 義廣 | ①旧平国小学校の今後の利活用について | ①閉校して2年になる平国小学校の跡地利用について、町の今後の考えを伺いたい。   | 町 長<br>及 び<br>担当課長 |
|    |       | ②高潮対策について          | ①高潮対策で、現在の合串漁港臨港線の階段部分の土のうの撤去と今後の措置はどうするのか。  | 町 長<br>及 び<br>担当課長 |
| 4  | 久村 昌司 | ①舞鶴城公園について         | ①重盤岩を中心に舞鶴城公園一帯を魅力ある拠点とするための基本構想とは、現段階でどのように考えているのか。   | 町 長<br>及 び<br>担当課長 |
|    |       | ②町有施設改修についての今後     | ①四季彩は老朽化による改修が行われてきた。平成30年度予算にも改修工事委託料が計上されている。また、美術館も今回ウッドデッキの改修が計上されている。話しによると、文化センターの音響も交換したほうが良いと聞いたが、各所これからどれくらいの金額が必要になってくるのか。 | 町 長<br>及 び<br>担当課長 |
|    |       |                    | ②四季彩周辺は、町の重要な拠点であると考える。<br>施設の老朽化に伴う改修工事は仕方がないが、町民が切に要望する他の施策ができなくなるのではと懸念される。今後どのような計画をたてているのか。                                     | 町 長<br>及 び<br>担当課長 |

午前10時00分開議

○議長（川野 雄一君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1. 一般質問

○議長（川野 雄一君） 日程第1、一般質問を行います。

4名の方から質問の通告を受けております。1名につき質問及び答弁時間を60分以内に制限し、一問一答方式とします。

質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるようお願いを致します。また、執行部も明快かつ簡潔な答弁をお願い致します。

本日の質問順番をお知らせします。1番、4番、橋口知恵子君、2番、1番、上村勝法君、3番、7番、村上義廣君、4番、3番、久村昌司君。

まず最初に、4番、橋口知恵子君の質問を許します。4番、橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） おはようございます。4番、橋口知恵子です。議長の許しがありましたので、先日、通告致しましたとおりに順次質問致します。町長及び担当課長は、簡潔、明瞭に、そして前進ある答弁をお願い致します。

先日の3月11日に、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から7年がたちました。復興庁によると、全国の避難者数は2月13日時点で7万3,349人、県外に避難している人たちが多く、避難指示の解除がされた地域でも生活に必要なインフラもまだまだ整備されていない状況です。生活再建ができていないのに、昨年3月から住宅の無償提供も打ち切り始めており、加害者である国や東電は誠意を持って支援の継続を行うべきではないでしょうか。

さて、安倍政権は厚労省のねつ造データ発覚から、働き方改革法案からの裁量労働制の削除、また森友学園国有地の売却に関する公文書改ざんなど窮地に追い込まれているようです。国民が長時間の労働で命を落とさない働き方ができるように、また真実の説明を、森友学園については真実の説明を行うべきだと思います。

昨年、7月に山田町長が誕生して初めての予算審議でした。町民の皆さんの声、要望を町政に届け、新規事業が実現していきます。これからも町民の皆さんの声を町政に届け、税金の使い方をチェックして町民にお知らせしていく所存です。

今回は、1、住宅リフォーム助成事業、2、町の避難訓練、3、不妊治療助成制度の3項目について質問致します。

それでは、質問に入ります。

1、住宅リフォーム助成事業についてです。

平成30年度主要施策及び予算説明では、転入者への住宅促進事業補助金を地域振興費に組みかえ、町内業者への経済対策として、町内在住者も申請できるようになりました。組みかえて拡充された理由と、どういう工事に適用されるのでしょうか。転入者に限らなければ、住宅全般に適用できる住宅リフォーム助成事業にするべきではないでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） お答え致します。

まず、この定住促進事業補助金は、定住の促進に加えて今回町内の業者、また個人の建築業、大工さんですね、などの経済対策として今回新たにまた実施するということになりました。以前、平成22年度に3年間で行いました事業と同じ事業ということになります。

この議会におきましても、以前、久村議員のほうから一般質問において、強く復活を要望された事業でもあります。今回、その要望を含めて、平成30年度より再度実施する運びとなりました。内容と致しましては、これまで転入者のみとしていた条件を、町内の方も対象とすることと致し、予算も地域振興費に組みかえ、今年度の150万円の予算から増加が見込めるため、平成30年度は500万に増額致しております。補助の内容は新築の住宅本体、またそれに伴う車庫や塀などの外構工事に対し、町内の業者を使うことで50万円を上限とし、2分の1を助成するものでございます。

議員お尋ねのリフォーム補助金については、検討は行いました。県内では、宇城市の住宅リフォーム助成制度や人吉市の住宅リフォーム促進事業などがあるようです。まだ、ほかにも多種あるようですが、いずれもほとんどバリアフリー化や省エネルギー化、環境対策に特化したもので、2つの市の場合は20万円が限度で、補助率も5分の1あるいは4分の1と低いため、本町の制度のほうが経済的には効果があるのではないというふうに考えております。

住宅改造については、高齢者住宅改造補助金とか、介護保険による住宅改造補助金をはじめ、今回また新たに耐震化の支援というのもありますので、そちらのほうを御利用いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 22年度にも3年間行われたということで、ほんこの事業というのはいいと思うんですね。前の事業というのは町外からの転入者が住宅を新築する。または、外構工事を町内業者が行うということで、50パーセントの上限50万ですけども、28年度ときには補助実績とすれば2件、100万円になっています。

本当、この事業というのは町内業者の経済対策と町外からの転入によって、町の人口をふやすという目的もあったと思いますね。今回利用できる対象が、町内在住ということになったので、



利用できないんです。そうなれば、町民が平等に使える税金とは言えないんじゃないでしょうか。

町長、その点は。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 税金をいかに効率的に皆さんにやっていただくかと、やはりある程度のこれが全部全部ってするんじゃないくて、ある程度の歯どめっていうのは必要だろうと私は考えております。全てを出すというのは、それぞれ波及していきますけども、お金が幾らあっても足りんじゃないか、ある程度効率的にやっていかないと、私の施策としては今、そういうことで考えております。

○議長（川野 雄一君） 橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 効率的にしなきゃいけないというのはわかるんですけど、今回これだけに、新築するだけに新築をしている方とか、今からする方とか、その方はもう本当にお金があるから家を建てるんじゃないですか。違いますか。けども、本当家を建てれるということは、やはりそれだけの収入があったりとかして建てれるということですので、その人たちにも税金がですね、行くということは私はいいと思うんですけど、けどもそれを利用できないという人たちにとっては、これは何だといっていうのがあると思うんですよ。だから、私の提案ですけども、住宅全般に利用できる住宅リフォームならば、誰でも利用できて、さらに多種のリフォームにも使えるんですよ。いろんな業者で地元業者がいらっしゃいますけども、その方でも新築の中もそうですけど、外構とかなんか限られていますよね。するにしても。だから、それじゃなくて住宅の中全部、あと家の周りとかも全部それを入れたことにすれば、業者が仕事がふえることで、手がけることで地域の多岐にわたる産業の方たちも経済効果をもたらすということができると思うんですよ。

でですね、私がですね、言いたいのはこの事業をやめろと言っているんじゃないんです。じゃなくて、この事業も本当にいいので、これに、私ちょっと質問のほうで、住宅リフォームするべきじゃないかって書いていたんですが、じゃなくてこの事業も行いつつ、そして新たに住宅リフォーム助成制度の創設をするべきじゃないかということに変わりますので、いかがでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 先ほど、家を建てる人はお金を持っているということがありましたけども、家を建てるのはほとんど借金だと思います。まず現金で建てられる方はいないと思いますので、そのいわゆる借金をされる人に一応、リフォームじゃなくて、いろんな外構とか、上限をつくってやっているんですから、非常にリフォームに関するよりも効果的な使い方と私は思っております。

先ほど、リフォームも一応考えながらということですけども、それはいろいろ要望はございま

すのですよね、ある程度そこはその効率的、いわゆるこれをやりながら例えば100パーセントはできませんけども、まずはこの新築に関しての、それを効果があるんじゃないかと、私の方針として思いましたので、それを今やっているところでございます。まだ、リフォームまでは行きついていないということでございます。

○議長（川野 雄一君） 橋口議員におかれてはですね、もう3回過ぎていきますので、リフォームに関してはまとめてください。橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 本当、町長の施策があると思うんですけども、やはり町民のためには今後その住宅リフォーム制度というのを検討してもらおう。前向きに検討していただきたいと思います。今は、この事業だけで一生懸命100パーセントやっつけたいと思いますので、それに加えて、またこちらのほうをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

じゃあ、次、2番に行きます。町の避難訓練についてです。

3月1日に霧島連山新燃岳が噴火しました。2011年の東日本大震災の前、直前ですね。約2カ月前も噴火をしていることから、霧島連山で噴火が起きると数カ月から1年以内に、日本でマグニチュード7.5以上の大地震や富士山の噴火が発生するケースが多い、つまり今年1日の噴火も巨大地震の前兆として十分警戒しなければならないとも言われています。予測される巨大地震や大噴火に向けて十分に備えておく必要があるのではないのでしょうか。

今の質問ですが、東日本大震災前に避難訓練を行っていたから助かったという教訓からして、避難訓練は災害時に慌てず行動できるように繰り返し行う必要があります。本町での避難訓練、状況はどのようになっているのでしょうか。確実に避難ができる指導は行われているのでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） お答え致します。

避難訓練につきましては、一昨年11月6日でしたが、県の総合防災訓練にあわせて本町においても大規模な訓練を実施する予定で進めておりました。これは、1年前から進めておりました。その後、熊本地震がございまして、その影響で県も実施を断念致しまして、延期されたままに現在となっております。そのときの本町の想定がマグニチュード7.9、震度6強の地震がおき、道路が寸断し、福浦地区が孤立、赤崎・浜地区が津波により浸水、大泊地区で火災が発生するという複合災害が想定しておりました。町は主に県や自衛隊との情報伝達、避難者の誘導、避難所との情報伝達訓練を行う予定でした。

また、その際、全ての地区の区長会を通じまして避難訓練の実施を呼びかけておりました。結果、想定された地区の福浦、大泊、新川、古川、それと赤崎の一部は、こちらからの強いお願いもございまして実施していただくこととなりましたが、ほかの地区からはぜひ実施したいという

要望までは聞こえてはきませんでした。

その際、少し問題意識を持ちましたのが、防災意識の低いところがあるということです。本町は過去に大規模な災害を受けたことがないため、東北などに比べてどうしても防災に対する意識が低いというところがございます。防災意識の向上のためには、まず地域の自主防災組織の活性化が必要だということを考えまして、積極的な机上訓練などをお願いしているところです。地震以来、5カ所の地区では訓練を行っており、また今年度は区長会研修の中で大分県防災活動センターにおいて、自主防災組織の研修も受けていただいております。

今後は、できれば県や自衛隊など関連機関と合同で総合防災訓練も行いたいところなんです。県においても問い合わせ致しましたところ、平成30年度中に行いたい意向でございましたので、避難訓練を含めた総合訓練、これを計画していきたいというふうに考えています。また、各地区から直接の避難訓練をやりたいと、直接の要望がございましたらば、個別に実施も行っていくという予定にしております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 一応予定はされていたということですね。けどもやっぱり熊本地震ありましたらね、大変なことがあったので、やはりそれが伸びているということと、そして5カ所でされた、訓練をされたということなんです。実施報告とかなんかされていると思います。けども、ただやりただけではやっぱり十分な避難訓練にはならないんじゃないかと、私は思っております。

先日、津奈木で津奈木町総合防災マップの冊子を配付されました。この12ページに自主防災組織ってというのが記載されているんですけども、これには自助、共助、そして公助と書かれています。それで、自助というのはみずからの命はみずからが守ること。そして、共助というのは自分たちの町は自分たちの手で守る。そして、公助というのは行政機関等が行う諸活動で、堤防の整備とか防災行政無線の整備、そして防災意識向上のための広報、また教育などっていうことですね。

平成7年に発生した、これちょっと情報、資料をしたんですが、平成7年に発生した阪神淡路大震災では、地震発生直後は公助が十分に機能しなかったそうです。自力脱出が困難になったために、8割近くの方が家族や近隣住民の方に助け出されたとされていて、公助の大切さが叫ばれるようになりました。あと、地震が発生した直後ですね、というのは誰もがパニックに陥る可能性があるんですよ。

避難訓練の経験というのは、そのパニックの状態から早く抜け出して適切な行動をとるためのスイッチの働きをしてくれるものではないかと言われております。堤防を高くすること以上に、私

たち一人一人の防災意識を高くすることこそが大切、そして訓練のそういう目的というのは、まさにそこにあるんじゃないかっていうことを言われています。

災害から身を守るためには、自助はもちろんですけども、近所の人たちが互いに助け合う共助が極めて重要ですが、共助を優先するあまりに逃げおくらせてしまい命を落とすようなことがあってはならないと言われています。災害時に要援護者が実際に参加して、避難訓練を行うことによって支援者は災害者、要援護者が避難行動時にどのような手助けが必要であるか、そして安全に介助するにはどうすればよいかなど、実際に確認することができると言われています。しかし、そこまで立ち入った避難訓練が津奈木でされているのでしょうかというの、やっぱりそこまでまだされていないということですので、避難訓練といっても単に避難所まで逃げるだけの今の状況じゃないかと思うんですよ。

けども、先ほど林田課長が言われました情報伝達訓練、そして安否確認訓練、救出救護訓練それに災害時要援護者避難支援訓練で、防災資材の取り扱い訓練など、訓練の中にはいろいろあります。災害も、地震、津波、洪水、土砂崩れなどもあります。まちが各地区に、各地区からの要望があればということでしたので、この行政というのはやっぱり指導する立場にあるんですよ。だから、町民の私たちというのはなかなか専門意識がないので、じゃあどうすればいいかというのがわからないので、それを町が、行政が指導していただきたいと思うんですが、災害時要援護者とか、その支援者が参加する避難訓練というのは、地区からの要請でできるでしょう、この訓練ができるでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） 災害時要援護者、いわゆる災害弱者と言われている方なんですが、この名簿につきましては区長さんにも配布してございますし、また消防団の分団にも配布してございます。当然訓練ということになれば、その災害弱者の方々をどういった形で搬送するかという訓練は必要かと思っております。

○議長（川野 雄一君） 橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） 本当ですね、こういう書面上ではこういうことをしますとかって書いてあるんですけど、これをなかなか理解するというのが難しいと思うんですよ。そして、これを配りましたからじゃあこれ読んでおいてくださいと言われてたとしても、なかなかそれが実践できないというのがありますので、私がそこを言いたいんですけど、書面上ではもう話だけではなかなか動けないから、実践しないと体が覚えません。なので、タンカーや車椅子、リアカーなども体験が必要だと思うんです。これを、私のちょっと案なんですけど、国は公助にあたりますので、地域の防災意識向上のための教育を防災担当者が、地区に行ってしていただきたい。

そして、あと避難訓練は年2回、年2回ってというのが何でか。何でかというか、年2回のどこ

とどこをするかといったときに、夏と冬、理由というのが夏と冬は洋服が違うんですね、暑さが違うんですね。だから、夏にはこういう薄い衣類、そして冬はもう厚い衣類というのがありますので、そこでやはりどういう準備をするというのがありますから、そこで2回行ってほしいというのと、そしてもし年に1回しかできないというときには、夏と冬どっちでもいいし、交互にどっちも経験できるようにしていただけたらと思います。

町は町民の命を守る責任があります。避難時に命を落とすことがないように、そして確実に避難できるように、今後もいろんな計画がされていますので、計画というか、地区からの要望があればするということでしたので、そちらのほうをやはり地区自体も一生懸命、こういう人を助けるためには自主防災のほうを強めていかなければいけませんので、もし要請があったときにはお願いします。

そして、先ほど大がかりな避難訓練というのがあったんですが、私もちょっと避難マニュアルということで、こんなに大がかりなんだというのがありましたので、やはりこれは実際にやってみたほうがいいと思います。なので、町の取り組みとして早くやっていただけたならと思いますので、計画をお願いします。

今度は次、3番に行きます。

不妊治療助成制度について、行きます。

平成30年度予算でも人口減少、そして少子化対策に向けた新たな施策が追加され、子ども・子育て支援が拡充されています。妊婦健診の無料は継続され、子ども・子育て支援は徐々に充実しつつありますが、不妊治療への助成は行われていません。国や県は治療費の一部を助成していますが、不妊治療費は高額になるため治療を諦めざるを得ません。治療費の自己負担金軽減のために不妊治療の助成を行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 住民審議員、五嶋睦子君。

○住民審議員（五嶋 睦子君） お答え致します。

私のほうからは現状について説明をさせていただきます。

現在、不妊治療費助成事業につきましては、熊本県特定不妊治療費助成事業があります。熊本県では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るために、特定不妊治療、胎外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成しています。対象者は、法律上の婚姻をしている夫婦で、夫婦のいずれかが県内にお住まいで、指定医療機関において治療を実施した夫婦、治療期間初日における妻の年齢が43歳未満であること、夫婦の所得が730万未満であることなどに該当する方です。

助成内容は、夫婦一組対し、1回の治療につき15万円までです。初めての特定不妊治療の場合は最大15万円の上乗せや、男性不妊治療の場合、1回につき最大15万円の上乗せがあります。この助成事業を利用された方が平成28年度、県全体では実人数が913人、延べ人数が

1,412人です。津奈木町の方は実人数3人、延べ人数4人の方が利用されています。平成29年度現時点でも同数の方が利用されています。

熊本県特定不妊治療費助成事業の上乗せや、独自の助成事業として実施している市町村は、県のホームページでは25市町村あり、特定不妊治療だけでなく、一般不妊治療への助成を行っている市町村もあります。管内では、芦北町が平成28年4月から行っています。町の助成額は特定不妊治療にかかる費用から熊本県特定不妊治療費助成を差し引いた額の7割で、1回の治療につき自己負担限度額を3万5,400円としています。利用者は、平成28年度が8人、29年度が7人と聞いております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） ありがとうございます。これは本当県がですね、熊本県の事業については先ほど言われたとおりなんです、少子化対策として国は始めたんですね、熊本県では指定医療機関で胎外受精及び顕微鏡による受精を受けられた後に助成する制度になっています。

それで、不妊治療には、ちょっと詳しくなりますが、不妊治療には排卵誘発剤やホルモン剤の投与、そして人工受精と段階に進められて、あと胎外受精へと移行してきます。保険がきくのが排卵誘発剤、あとホルモン剤の薬物療法で、人工授精からは保険がきかなくなります。なので、そしてまして胎外受精となると1回あたり数十万円の出費を何回も繰り返すということになります。

不妊治療でかかった合計金額が100万を超えるということも珍しくないそうです。確かに国の助成とか県の助成がですね、とても助かるんですが、しかし治療内容で助成金額が違うこと、そして初めて助成を受けた際の治療金の初日の妻の年齢が40才未満であるときには、通算助成回数が6回まで、平成26年の3月までは10回でした。40歳以上であるときには通算3回までとなっています。

しかし、治療期間の初日における妻の年齢が43歳以上は、助成の対象外とされてしまったんですね。助成を受けられる範囲の縮小であって、自己負担の軽減になっていません。熊本県内の市町村において、先ほど言われました25市町村がやっています。自治体独自のものもあるんですが、その自治体によって制度というのはさまざまです。制度の内容というのはさまざまです。

その中で一番多いというのが、特定不妊治療費助成事業の上限額を上回った分を最大幾ら幾らまで補助するというものです。ちょっとわかりにくいと思いますので説明しますが、1回の胎外受精に50万円かかったとします。かかった場合ですね、国の助成事業を、県の助成事業です、15万円を補助が受けれる。そうすると、50万引く15万ですから35万円になります。けども、自治体の助成事業を利用してというのが、それぞれの自治体で補助内容を決めて

いるんですけど、ここの自治体では助成事業の内容の10万円を補助している。10万円を受けたら、最終的家からの持ち出し分というのは、50万引く、15万引く、10万円は25万円が自己負担になりますね。

もし、この50万円が25万円になるということというのも本当に25万っていったら1カ月分とかですね、給料の1カ月分とか、本当になると思うんですよ。でも、それにならない人と余計もう負担がなると思いますので、負担の軽減によって、津奈木町では本当にこの負担の軽減によって心身共に安心して治療の継続ができるのではないかと思いますけども、その点はどんなでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 不妊治療費の補助につきましては、以前ある議員さんからも質問が出ておりました。そのときはまだ、やるやらないは現状どおりなんですけど、今橋口議員が言われましたとおり、町でも何人かいらっしゃる、3人いらっしゃるということで、一応私も出生祝い金とか、高校生まで医療費の無料化とか、保育料の軽減、少子化対策にある程度は選挙で言いましたとおり、ある程度実施してきたつもりでおります。今ですね、不妊治療、特定不妊治療とか県の補助があります。各自治体も25町村ありますよということで、私のこれからの課題だと思いますので、受けとめさせていただきたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 橋口知恵子君。

○議員（4番 橋口知恵子君） じゃ、もうこれからですね、この本当に子供がほしくてもできない。そのためには大変な治療をしなければいけない。体を痛めながらも治療をして、どうしても子供がほしいという方には、山田町長が言われた今後の課題、課題というか、本当うれしいほうの返事だと思いますので、これを先に今これを子育て支援を充実させましたっていうことで、それは本当にうれしいんですけど、やはりこの人たちにとってはもう、年々年々年を取っていきます。なので、それをなるべく早く実現して援助ができるようにしていただきたいと思います。

今後、早い時期にこれが実施できるように、山田町長、よろしくお願いします。

今回は、3項目について質問をさせていただきました。本当に防災、住宅リフォーム制度の件、そして避難訓練、そしてあと不妊治療の助成事業とかですね、もう3つだったんですが、やはり町民にとっては税金を、特定な人にするんじゃなくて、やはり公平にしてもらおう。助成をしてもらおうというのが必要だと思います。そして、そうなれば町民の方も喜んでもらえると思うし、事業がなったとなれば、やはり津奈木町の発展の第一歩ではないかと思っていますので、その点を要望をして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 以上で、4番、橋口知恵子君の質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 次に、1番、上村勝法君の質問を許します。1番、上村勝法君。

○議員（1番 上村 勝法君） おはようございます。1番、上村勝法です。議長のお許しがありましたので、先日提出しました通告書どおり質問を致します。

3月5日から定例会が開かれまして、先日の日曜日は11日で、東日本大震災が起きまして、早いもので7年の歳月がたちます。徐々に被災した地域も復興しつつありますが、さまざまな整備に難航しているところも見受けられ、行方不明者に至っては今だ2,500名ほどおられ、気持ちの整理がつかず、納得いかない方もおられるかと思えます。

私たちの住んでいる地域でも、先日7年ぶりに霧島の新燃岳が噴火し、風向きによっては降灰が確認されました。最近では異常気象で、気候も不安定でいつどこで何が起こってもおかしくない状況ではないでしょうか。そのためにも、私たちも常日ごろ防災意識を持ち、どのように対処するのか、心がけていく必要があります。

4月15日には消防点検も開催されますが、新町長体制となり初めての点検です。参加される皆様方におかれましても大変でしょうが、いま一度気を引き締めて行われることを期待致します。

それでは、本題に入りますが、現在、副町長不在について質問致します。

昨年7月に20年ぶりの町長選挙が行われ、山田新町長が就任されました。早いもので7カ月が経過し、町長の椅子も大分なじんできたのではないのでしょうか。施政方針も公約、そして所信表明で申された人口減少、少子高齢化対策と農林水産業の振興と地元企業育成、雇用確保を重点的に取り組むということで、早速出生祝い金の増設は議決されまして、保育料の負担軽減、高校生までの医療無料化も近々実施できるかと思われます。

そして、役場内の機構も見直し、スピード感ある充実した改革であります。しかし、町長も元役場職員でキャリアがあり、副町長としての経験もあられますが、このまま副町長不在で町政運営に支障はないのか、また必要でないかをお伺い致します。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） ただいま上村議員さんがおっしゃられましたとおり、私も職員上がり、そして副町長と経験をしております。今はですね、現在一人二役という状況でございますけども、それに関しましては各課長さんの協力を得ながら、町政には支障がないように今頑張っているところでございます。

上村議員も御案内のとおり、県下市町村もですね、少なからず副町長不在な市町村がかなりございます。それで、町長もいろんな一人二役やっているところがあるんですけども、やはり一人じゃ何もできませんから、各課長さんの協力をどうしても得なければ、この町政に支障が来るところでありますので、今後副町長の人事につきましては、相手があることですが、人選をしながら、今後の議会においてお諮りをしたいと、このように今考えているところで

ございます。

○議長（川野 雄一君） 上村勝法君。

○議員（1番 上村 勝法君） 今述べられまして、ゆくゆくは副町長も必要とされるということだと思います。私は、実際どのようにお考えであるかがはっきりわからなかったものですから、もし必要でないならばどういった理由があるのかなと思ひまして、まずほかの市町村も大小自分ところの各市町村でどうにか円滑に回していく自信があるところはもう、首長さんがもう必要ないと、どうにか運営されているのかなと思ひまして、そしてまた町税や交付税などが本町もですね、乏しく、今後さらに落ち込む可能性もあるということですから、選任するにあつて、誰かを任命し、人件費等、また給料等ほか経費がかかたりとか、少し辛抱した考え方であるのかなと思ひます。そういったところも一応考えてはありました。

また、町長本人が首長としてやりやすい、一人のほうがり身動きがとりやすいなどとも思つておりました。実際、町長からの説明では必要、ゆくゆくは必要ということで、副町長の役目としましては、やっぱり今まで経験もされていましてから、施策や企画、職員の事務の監督、また町長の職務を代行する権限がありますし、そして今後ですね、仕事が集中し、激務な仕事になって体調不良、またはけがとかあるかと思ひます。

それに至つては、スピード感ある施策も今後停滞を招くことも懸念されると思ひます。そして、まずは自分の体は一つですから、どうしても違う観点から物事を捉えて助言していただく、また相談役としてサポートしていただくのに必要ではないかなと思ひまして、そうした場合にも必要ならば、自分の意思を委ねる人物、適任者がどのような方を選ぶのか、そしてどのようなタイミングで、時期などもしお考えがあれば、考えていらっしゃる範囲でよろしいのでお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） まだ、そこは白紙でございます。

○議長（川野 雄一君） 上村勝法君。

○議員（1番 上村 勝法君） 白紙ということで、なるべくなら町長自体にも負担のかからないように、早急に町の運営を考えた場合には、早目に対処をしていただければと私個人としては思ひつています。

どちらにしても、メリット・デメリット、メリットがあるように、それ以上の効果があらわれるように選んでいただければと思ひつております。

最終的には、町長のですね、これは専権事項でありまして、決断されることですので、町政運営が十分に発揮できないか危惧する議員、職員、町民もですね、関心を持っておりましたので、町長の考えをお伺ひしたくて、今回の質問とさせていただきます。

くれぐれも体調など崩さぬよう御自愛され、町の首長として努めていただきたいと思います。  
少し早いですけど、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（川野 雄一君） 以上で、1番、上村勝法君の質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 次に、7番、村上義廣君の質問を許します。7番、村上義廣君。

○議員（7番 村上 義廣君） おはようございます。7番、村上義廣でございます。

ちょうど1年ぶりの一般質問となります。よろしくお願ひ致します。

ちょうど1年ぶりということですね、私、昨年、まだ西川町長時代に一応質問をさせていただきました。その、同じ質問になるかと思ひますけれども、新山田町長の体制になられてから、新山田町長のお考えを伺いたいということで、質問をさせていただきます。

まず最初にですね、ここにありますとおり一番の平国小学校が閉校して丸2年になりますけれども、この件、なかなか今津奈木漁協のほうでカキ小屋をやっております。これはなかなか今人気がありまして、現在2,000人ほど来られたというふう聞いております。何もないところ、平国も本当何もないところですが、観光地としては何もあります。

しかし、カキ小屋をやっただけで、それだけのお客さんが来られるということは、これはカキに魅力があるのか。また小学校からの眺めに魅力があるのか、この点をはっきりわかりませんが、今のところはカキ小屋のほうも順調にやっているようでございます。

まず、このカキ小屋はですね、今やっておりますが、まず昨年の西川町長の考えとしては、ちょうどそのとき統廃合のほうに力を入れていたものだから、その跡地についての考えというのは、まだ明らかにしていないというふうな答弁がございました。しかし、前西川町長の考えとしては、できればあそこはまだ耐震が今してあるし、まだ使える校舎であるから、あそこを何とか町営住宅として改装できないかということも考えておるといふ答弁がございました。

しかし、これもですね、すぐに取りかかるということはもちろんお金があることでございまして、できなかったのだらうと思ひます。そしてまた、財産的にあそこを普通財産にしなければそういうふうに取り組みとかあれはできないということもございましたけれども、もう恐らくこれも普通財産のほうに切りかわったんじゃないかと思ひますが、そういうことでいろいろ学校跡地、校舎、運動場、体育館、それもあります。それを今、山田町長に変わられてから山田町長は果たしてそれを、西川町長とかわって、私はこういうふうにやりたいという思ひがあると思ひます。その点を伺いたいと思ひます。

現在の、体育館についてはですね、今は避難箇所にもなっておりますし、あれは大体今までどおりに地域の方が運動したり、いろんな面で使えると思ひます。しかし、校舎については今真ガキだけをやっている状態であって、果たしていつまでこれがそういう格好で使えるのか、また来

年も真ガキをあそこでやって、あそこを使えるのかですね、まだこの点は不明なんですけれども、今後山田町長として校舎あたり、平国の運動場あたり、どういうふうな使い方をしていただけるのか、またもちろんお金はかかります。これは、補助なしではできないことだろうと思いますけれども、その点はちょっと伺いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○議長（川野 雄一君） 教育課長、椎葉正盛君。

○教育課長（椎葉 正盛君） まず私のほうから現状等についてお答えをしたいというふうに思います。

御存じのように、先ほど村上議員のほうから言われましたように、現在旧平国小学校の校舎のひさし部分を使いまして、カキ小屋を毎週土日に開催をしております。期間は1月から5月前半までの期間限定の事業ですけれども、マスコミ等の宣伝効果で来場者も多く好評だというふうに聞き及んでおります。

これは、グリーンゲイトが工事中で使えないという理由から、平国小学校を利用しているわけですけれども、地域の方々にも清掃や後片づけ等で応援をいただいて、閉校前の活気を少しずつでも取り戻しつつあるのかなというふうに思いますし、今後跡地や跡施設を活用する事業展開の一つのヒントになるのではないかなというふうに考えております。

2月には、地域の要望によりまして、マルシェや木工教室等のイベントも開始されており、今後は廃校前に行われていた年に1回の地域と小学生合同の運動会等、さらに地域が一つになれるようなイベントを開催できないかということをご提案をされており、その実現を期待しているところです。

グラウンドや校舎周辺の草払いや植木の剪定等につきましては、シルバー人材センターに依頼をして行っております。

今後、環境整備については、続けていかなければいけないというふうに考えているところですが、このように広い跡地や施設が地域に存在すると、それをいつでも使えるよう、環境整備にも行っておりますので、まずは地域で存分に使っていただくことが一番の跡地利用になるのではないかなというふうに思っております。

現状はまだ学校施設のままですので、目的外で使用するための財産処分承認申請をことし1月に県に行ったところですが、承認をされますとさらに幅広く、地域交流を含めてさまざまな事業が展開できることとなります。

また、国において平成30年度地方拠点強化税制の改正が予定されており、この平国小学校跡地を県の地域再生計画の地方活力向上地域に追加地域として申請を行う予定にしております。追加する地域は市町村が要する学校跡地を含む、未利用施設等ある程度のインフラが整っており、企業の移転が可能な地域をイメージされておりますので、平国小学校跡地はその条件に合致する

ものであります。

それと並行しまして、現在役場の中で設置しております津奈木町小学校統廃合推進部会において、各課から跡地利用についての提案を募ったところですが、その中では13の提案がございました。このカキ小屋についても、その提案の中の一つになりますけれども、まずはその提案を視野に入れながら、この推進部会でも協議をしていくことになりますけれども、30年4月の役場機構改革により、政策企画を行う部署が新設されますので、そこにおいても跡地利用について進めていくことになるというふうに思います。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 村上義廣君。

○議員（7番 村上 義廣君） なかなか急にはいかないのが現状じゃなかろうかと思います。赤崎あたりはですね、今いった補助金なんかを利用して進めておられますけれども、これがゆくゆくは平国のほうもですね、そういう格好でいろんなあれで使っていただければというふうに思っております。

今現在においては、まだ校舎のほうもそう傷んではおりませんが、これをもうあと何年か、数年かするとまた傷みが出てくるということになると、その傷みを見たときに考えるというのは、ああこれはもうちょっと傷んできたな、これはこれには使えないとか、いろんなものが出てくると思います。できれば、早目にですね、そういった校舎の利用というのはこういうふうに考えたら、これをやったらということを目に提案をしていただいて、考えていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、またプールがございませうけれども、プールももちろんそのまましてございませう。青のりが生えて色も変わっております。しかし、このプールのほうが水をそのままためたままですから、もちろん排水するというわけにはいきませうと、いけないんじゃないかと思っております。そのままためて、そのままにしておくとまた蚊が、ボーフラが湧いて、蚊のあれが非常に危惧されておるとございませう。

これは、地域の方からですね、「あげんところに水をためとったら、どげんすつとか」とか、そういういい方がございまして、実際に、そのここからボーフラがどれぐらい飛んでいるのか、それはわからないんですけども、そういう声もございませうので、そのままプールに水をためて青のりが生えて、そげんすると、今カキ小屋と言ひましたけれども、お客さんが来られたときに、まあこれそのままにとか、いろんなあれもあると思ひますよね。できれば、ああいうのをきれいにして、していただければ、お客さんのほうも見て「ああ、すばらしいところだな」といい印象を与えるんじゃないかというふうに思ひているところでございませう。

また、運動場に関しましては、1回たっしやか塾のほうでも、あそこでグランドゴルフをやっ

た経緯がございます。しかし、あれも広うございますので、なかなか簡単に草刈りを全部たっし  
やか塾のほうでやってもらって、自分たちで使えといっても人数が限られておりますので、なか  
なか困難だろうと思いますが、1回はあそこでやったと聞いております。

しかし、あその運動場の場合は坂道を上って上のほうに行かないかんもんですから、たっし  
やか塾といえば、もちろん皆さんお年寄りの方が主でございますので、なかなか負担になるとい  
う話も聞いております。現在では、その運動じゃなくて、下の今町有地ですね、あそこにでき  
たら新たに設置していただければという案が出ておりますので、その辺も町長のほうに頭にちょ  
っと入れて置いてもらいたいと思います。

それでは、次に、2番に行きたいと思います。

2番目の高潮対策についてなんですが、これももちろん昨年の町長の、西川町長のときに一応  
お願いをしたわけでございます。これが、ここ二、三日前に県のほうから土のうを、今積んでい  
た土のうを撤去に参りました。ほんの二、三日前です。

ですから、それが全部撤去したんじゃないで、また入れかえたわけですね、破れけつとったも  
のだから、土のうが破けているものだから、それを入れかえたわけ。それが二カ所やったかな入  
れかえてもらいました。三カ所ですかね。三カ所、余りはっきりわかりません。入れかえてもら  
ったわけですが、これをゆくゆくは私、去年の一般質問の中で開閉式に何かできないのかと、た  
びたび破れたら入れかえ、破れたら入れかえじゃなくてですね。できないのかというふうに質問  
をしたと思います。

そのときは、県のほうもなかなかここは閉鎖したいという考えがありますということであった  
もんだから、果たして閉鎖したら本当これどうなるのかということで、いろいろ聞きましたとこ  
ろ、開閉式にできるという、その案もあるということで前町長の答弁には、今干拓でもやってお  
ります。外側に別に階段をかさ上げして、その階段の一番の上のほうが堤防の一番レベルのとこ  
にちょうど合うと、そういう格好でふさぎたいというのが県の考えなんですよ。

しかし、そのようになると7カ所もあるわけですから、箇所としてはですね。そういう格好で  
やっていくと非常にこの金額のほうが上がってしまうということで、なかなかこれも先に進まん  
のやないかというふうに思っております。しかし、私が去年県の方が来られたときに話をしまし  
たところ、開閉式にして差し込みの入った、ああいう方法でもできるんじゃないですかと、私が  
提案をしたところ、それも一応そういう案もございまして。だから、完全にそこを締め切るんじ  
ゃなくて、そういうほうでできるんですよということは、県のほうも申されました。

しかし、これが一応県のほうにどれくらい、もう去年からですから、何回ほどの県のほうにこ  
ちらから、町のからの御要望をなされたのか、その点が1点とですね。

県のほうからの回答がどういうふうな回答できたのか。もうずっとこれはこのまま土のうの入

れかえしかしませんとか、そういう回答だったのか、そこの点がちょっとわからんものですから、ずっともう1年も2年もなってですね、そのまま土のうをただ破けたから、破けた箇所だけ土のうを入れかえると、こういうやり方では先に進まない。また、地域の人たちもですね、破れた土のうを見るとまたこげんしとつかい、まだこげんしとつかいという、そういうような言い方をされますものですから、私個人としてもそういうのを苦情が来ると困るわけ。

だから、対策としてこれはもう防ぐで、ふさぐのが県の考えですよ。町からはそれは何も要望もされないんですかと、こういうふうに話になってしまうものですから、できれば町のほうで大体これはこういう格好で考えておりますということを言ってもらえれば、私も地域に対して、町のほうはこういう県のほうに要望をしておりますから、もうしばらくお待ちくださいとか、言い方があるんです。だから、その辺をちょっとですね、詳しく説明していただければと思ひまして、また再びこういうふうに一般質問をさせていただきました。

よろしくお願ひ致します。

○議長（川野 雄一君） 振興課長、倉本健一君。

○振興課長（倉本 健一君） お答え致します。

今の議員おっしゃったところは、合串漁港区域内で平国地区と合串地区を結ぶ臨港道路という形になっております。ということで、一応県が管轄しているわけなんです、8日にですね、県の漁港漁場整備課に確認したところ、現在土のうを設置してある7カ所について大型土のうが破れている、土砂がこぼれているようなところについては今年度中に土のうの取りかえを実施するという回答でした。

また、本日県のほうに再確認を致しましたところ、議員が今言われましたとおり、10日の土曜日、土のうの状態が悪いところ3カ所を既に取りかえたという回答でした。今後のことについてなんですが、県は高潮から沿線住民の生命と財産を守るための措置として、開口部はふさぎたいという基本的な考えを持っています。地元の了解が得られた箇所から、順次ふさいでいくということを考えているようです。また、何らかの理由でどうしても開口部分を残したいのであれば、階段、今先ほど言われましたように、階段式で行うか、その他の方式で実施するか検討したいということでした。

この質問については、先ほど議員が言われましたとおり、2年前の、ちょうど2年前だったと思いますが、質問をされています。町のほうからも県の担当者のほうには随時お願ひはしているところなんです、なかなか進んでいないのが現状です。これからは、強く今後町のほうから県のほうに要望をしていきたいというふうを考えておりますので、地元の方々の御協力を今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川野 雄一君） 村上義廣君。

○議員（7番 村上 義廣君） 県のほうにも強く要望していきたいという課長の答弁でございましたけれども、これは県の考えとしてふさぎたいという考えは、どこにあれがあってそう申されるのかというのは、今課長が言いましたように住民の安全安心のためには、あそこを開閉式にしないでそのままふさいだほうが安全じゃないかというあれから、もうそういう考えを持っておられると思うんですね。県のほうとしては。

しかし、今まであそこはあいたまま、この東北の震災がある前はあいたまま、何十年もあいたままだったんですよ。それを、東北の地震、ああいうことがあったから、今さらもうふさいでしまうと、あそこだけをふさいでしまうというのはちょっといかがなものかなと、県の考えとしてもですね。私は思うわけで。

また、合串とか各箇所についてはあいたままなんです。これ、板を入れるとか、芦北のほうも入れるとか、全部を開閉式にして差し込み板を入れるとかいう方法でやっているわけです。だけど、今津奈木の平国から合串間のその臨港線のその部分だけをふさいでしまうというのは、ちょっといかがなものかと思うんですよ。だから、その点については町あたりからも、強く要望をすれば、芦北あたりと同様に開閉式にできるんじゃないかと思うものですから、常々私はこういうふうに言うわけです。

だから、さっき申しましたように、何回ほど県のほうに要望をしたのか。私が、この前の一般質問のときに言ったから、そのあと1回だけでは、県のほうもですね、もううやむやになってしまって、受けつけないんですよ。そういうことは、何回も何回も津奈木のほうから、至急に要請が来る、要望が来るとなれば県のほうももうちょっと力を入れてくれるんじゃないかと思えますもんですから、ただ何回も土のうが破れた土のうを取りかえるだけじゃですね、地域の方も納得しないと思うわけです。ですから、何回も私もこういうふうに一般質問させえていただいているわけです。

ですから、今度はですね、今課長が言いましたように、強く今後も要望したいということでございますので、そこのところは本当に強く強く要望していただけますよう、私からも強く切にお願いをしたいと思えます。また今回の、今年度からまたですね、新山田カラーが恐らくははっきりできるんじゃないかと思えますので、その点も期待を致しておりますので、町長と致しましても町からの要望というものは、常に県のほうには要望してくださるよう、お願いを申しまして私の一般質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） これで、7番、村上義廣君の質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 先ほど放送が流れたのは、Jアラートの訓練だったそうで、全国的な放送ということで、ちょっと耳障りだったかと思えますが、済みませんでした。

ここで暫時休憩を致します。

午前11時10分休憩

-----  
午前11時15分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、久村昌司君の質問を許します。3番、久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） 皆さん、おはようございます。3番、久村昌司です。議長の許しがありましたので、先日通告書を提出したとおり、順次質問をさせていただきます。

まずは、町長の所信表明でもありましたとおり、重盤岩及び舞鶴城公園をですね、一帯をこれまで以上の観光資源として魅力ある拠点とするための基本構想と言われました。今現段階ですけれどね、今後どのような構想を考えておられるのか、質問をさせていただきます。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） お答え致します。

舞鶴城公園につきましては、本町ではやはり一番の観光スポットになるかと思えます。これまで前西川町長も長年かけて大切に育ててこられ、桜やモミジの植林も進んでおりまして、春に花々、秋には紅葉と美しい姿を見せてくれます。町外からも訪れた方からも高い評価をいただいているところです。ただ、公園を散策してみますとわかりますが、現在植林した木々が大きくなりまして、大部分が桜やモミジが交差する密林状態というふうになっております。

私も、娘とよく歩いて上るんですが、モノレールで行かれる方もお気づきかと思いますが、かなり密林状態というふうになっております。そこで、今回、机上の計画ではなくて、現地の地形や現在の植栽の状況を調査をして、それを分析して、現資源を活用したデザイン、またはテーマを作成したいというふうに考えています。

作成にあたっては、公園のデザインの専門家や活性化委員会等の意見を十分聞きながら行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） 専門家を呼んで、デザインを構築したいというふうに考えておられると思いますが、今までも、これまでも公園の美化、美化というか、整備事業など舞鶴城公園を含め、いろんな町が管理している公園を予算をつくってきたと思いますが、今回、この公園のほうにも委託、新しく委託料という感じで提出もしてありました。割合として舞鶴城と今回分けて舞鶴城は舞鶴城だけでやるというふうに聞きましたが、それは割合としてはどのくらいの割合で、また今後もそれでほかのどこを、ほかの公園とかを維持できるのか伺いたいんですけど。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） 今回の当初予算の審議で御存じのとおり委託料をですね、舞鶴城を分けて、ほかの公園と分けた形で、今回委託料として544万上げてございます。ほかの公園は200万程度上げてあるかと思いますが、今までの総予算と比較しましても700万程度ですので、基本的には変わりません。ただ、個別にですね、今まで時期時期に委託をしておりました関係でですね、どうしても草が伸びる時期というのが見えてまいります。草刈り年間に2回か3回しかしませんので、それ以外の時期になりますと、舞鶴城公園でも草が伸びている状態というふうなところがあります。

これは、個別に発注しますとどうしても単価が高くなりまして、管理的に年間を通じた形で草のないきれいな状態を保つことができないということでですね、年間委託をすることでその単価の契約を落とした形で544万4,000円当初予算で計上してございますが、これを年間通じて舞鶴城公園については管理するというので、これまで個別に行った委託料と総額的には同じで、年間を通じて1年を通じたきれいな公園にしたいということで、今回個別に分けてありまして、これまで委託料として組んでありました予算を分けただけで、総額的には変わりませんので、管理はその他の公園についても続けていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） 今回、今までの経緯もあって、それで分けても大丈夫だという計算上でもあるというふうに受けとめました。

しかし、やっぱりもちろん舞鶴城公園だけにかけて、ほかのところに手が回らないようでしたら、ちょっともう少し頑張ってもらおうよう、今後もやっていけるように、手を抜かないようにですね、今までのように整備していただけるよう頑張してほしいと思います。

それでは、次の質問に入ります。これもですね、町有施設の改修工事についてですね、質問に入りたいと思います。

四季彩とかですね、今まで老朽化による改修が行われてきました。平成30年度予算にもですね、改修工事委託料が計上されています。

また、美術館も今回ですね、次年度にウッドデッキの改修などが計上されて、現在はグリーンゲイトが大規模改修が行われています。

ただ、話によりますと、文化センターなども音響など等の、ほかの工事も含め改修が必要と聞きましたがですね、この四季彩周辺、周りで結構ですね、現段階でですね、今後どれくらいの金額が必要になってくるのか、四季彩周辺の施設で結構ですので、伺いたいと思います。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） まず、私のほうからですね、公共施設の総合的な管理のほうからお答え致しまして、四季彩周辺の管理は個別に担当の課長等のほうからお答えいただければというふうに思います。

まず、基本的にですね、公共施設の改修費はですね、建造物や道路、橋梁などをつくればつくだけですね、維持費や改修費がかかってまいります。これから、どれくらい金額が必要になるかということですが、四季彩周辺に限らず公営住宅だったり、ここの役場とかも改修を繰り返さなければなりません。

そこで、本町では津奈木町公共施設等総合管理計画というのをつくっております。この冊子、47ページからなる公共施設の管理なんですけど、これを29年、昨年3月に一応作成しております。建物はですね、先ほども申したとおり、だんだんと古くなれば改修、大規模改修、そしてまた建てかえ等発生してまいります。計画では、現時点で町が所有する建築系、土木系、企業系、企業系と申しますのは水道ですね。全ての公共施設をそのまま更新した場合、この計画によりますと、今後40年間で約327億かかるというふうに計算が出てきております。年間約8億2,000万円というふうになります。

直近5カ年の公共施設に係る投資設計費、今までの決算ですが、これまでの5カ年には幾ら使っているかといいますと、年間約5億4,000万円程度使っております。今後毎年2億8,000万円不足するということになって参るかと思います。内訳としましては、建築系で年間4億6,000万、土木系で2億、企業系で1億6,000万、一応かかるというふうに計算上では出てきております。

個別の、議員のお尋ねの四季彩周辺の今後の経費については、各担当課長のほうで答えていただきます。

以上でございます。

○議長（川野 雄一君） 振興審議員、財部大介君。

○振興審議員（財部 大介君） それでは、四季彩周辺の施設につきまして、振興課で所管しておりますつなぎ温泉四季彩物産ギャラリー、つなぎ美術館の3施設につきまして、現段階でどの程度必要かということで御説明したいと思いますが、金額につきましては詳細な設計を行っておりませんので、概算ということで御承知おきいただきたいと思います。

まず、四季彩についてでございますが、平成30年度当初予算にも実施設計が組まれております。屋根などの外部の改修費がおおむね2,500万程度、それと県道深川津奈木線の拡幅改良工事に伴います源泉施設の移転、こちらが必要となります関係で、こちらの費用と致しまして5,000万程度を見込んでおります。また、現在漏水をしております四季彩の受水タンク、こちらの更新が2,000万円程度、それとあわせまして展望露天風呂の腐食しております木部で

あったり、浴場等の外の木の柵ですね。こちらの補修などが300万円程度必要ではないかと思込んでおります。そのほか、源泉の導水管、源泉から四季彩、施設まで温泉を引いておりますが、この導水管の更新であったり、四季彩建物内部の給湯系統、こちらの配管の更新等も必要になるかと考えております。

概算でございますが、四季彩で約1億程度ではないかと思込んでおります。また、将来的にはボイラー本体、モノレール本体、こちらのほうも耐用年数がまいります関係上、将来的には更新が必要ではないかと考えております。ボイラーにつきましては約1,000万、モノレール本体につきましては、3,000万程度と思込んでおります。

次に、グリーンゲイトでございますが、こちらにつきましては本年度大規模な改修工事が終わりますので、施設につきまして大規模な改修等は予定がございませんが、今後屋根の防水工事、こちらが部分的な雨漏りがしておる関係上、今後本格的な防水の工事が必要になるかと考えております。こちらのほうが約1,200万程度を見込んでおります。

最後に、つなぎ美術館でございますが、こちらは30年度でモノレール乗り場のデッキ部分の木部の改修と、モノレールのレールの支柱塗装を実施いたしますので、当面大規模な施設の改修等はございませんが、こちらにも温泉四季彩同様にモノレールの本体の更新が必要になるかと思ひます。金額につきましては、おおむね四季彩と同様の金額を予定しております。

現段階でわかっております改修につきましては、以上でございます。

○議長（川野 雄一君） 教育長、塩山一之君。

○教育長（塩山 一之君） 文化センターについてお答えをしたいと思います。

文化センターは平成2年に完成して、築28年を迎えます。文化センターの建物自体は耐久性があり、問題はございませんが、内部の電気や機械の設備には老朽化の影響が出てきております。また、女子トイレの数も少なく段差もありますので、トイレの数を増設し、バリアフリー化する必要があると思ひます。

機械設備等を更新し、照明設備をLED化、女子トイレの増設とバリアフリー化をすると、概算で3億2,000万円程度かかるというふうにあります。これは、文化センターの大規模改修を考えて、平成30年度で設計委託をしようとして概算設計をお願いしたときの見積もりでございます。

その主なものは、ホールの空調設備改修で5,130万円、音響設備等改修で4,970万円、舞台証明設備改修で3,850万円、トイレの増設工事等で1,500万円、非常用発電機改修で1,320万円、管内証明をLED化しますと2,050万円、屋根の補修を行いますと1,400万円ほどかかるということです。

また、平成26年4月以前の建物は天井の改修を求められているので、大規模修繕と捉えられ

るような工事となれば、特定天井に関する改正建築基準法施行令にかかり、天井等の改修も必要となり、その工事費に7,870万円程度の費用がかかるということです。教育委員会としては、平成30年度はB&G体育館施設周辺改修工事、約4,860万円を行うため、文化センターの改修工事は見送りましたが、金額が高額であるため、次年度から随時優先順位を決めて財政担当課と協議しながら改修を行っていこうと考えているところでございます。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） なかなかすごい、やっぱり改修が必要になってくるという、感じました。文化センターのほうがですね、最初私たちも3億以上とか聞いたもので一遍にそんなのかなと思ったが、いろいろな場所で踏まえてトータルで3億2,000万ということでしたので、少しはほっとして、ほっとしてるわけじゃありませんけど、やっぱり老朽化というのはですね、本当、町有施設も老朽化に伴って改修というものは仕方ないと思っております。

重盤岩や舞鶴城公園を含めですね、四季彩周辺というのは重要な町の拠点でもあります。しかし、施設に基金をそそぎすぎて町民が何をやってほしいとか。切に要望するほかの、してほしい施策等はできないのではないのかなと思って、今回このような質問をさせていただいています。本当、町民がこういうのをしてほしいんですけど、どうだろうとかいうたら、そういうふうに残り金額を使っていただくと、どうしてもできなくなるのではないかなと思うのが懸念されますので、ここどのような、計画を立ててやられるのか伺いたいです。

○議長（川野 雄一君） 総務課長、林田三洋君。

○総務課長（林田 三洋君） お答え致します。

公共施設の維持管理については、本町に限らずですね、国や県も含めてですね、日本の自治体全てで現在抱えている問題と認識しております。戦後の高度成長期に建設された公共物が限界を迎えてくる時期となりまして、新たに建てかえが必要な施設が全国的にもふえてまいります。

本町もそれぞれの公共施設の長寿命化を図るとともに、的を絞った公共施設の維持、いわゆるスリム化が必要になってくる時期と思っております。今後はですね、補助事業や交付金等を、今回グリーンゲイトを交付金で賄っておりますが、うまく活用しながらですね、過疎債や町有施設整備基金を活用してですね、政策予算に影響が出ないようにですね、改修等の投資的経費、いわゆる幾らをつかうという、投資的経費に限度額を設けて、適正な予算執行にあたっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野 雄一君） 久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） わかりました。一応そういうふうに感じていらっしゃるというのがわ

かりました。私もですね、機構改革も今回入っております。30年度から次年度にかけてはですね、職員の皆さんがですね、本当に大変苦勞するのではないかと危惧しております。できるだけですね、町の負担も出ないようにして補助金をもらっていただいでですね、住民からも要望があったときは応えていけるような体制づくりっていうのが、そっちのほうがおろそかになって来るんではないかと思っておりますので、その辺を最後に、その辺もちゃんとやっていただけるのか、という返事をいただきたいんですけど、どうでしょうか。

○議長（川野 雄一君） 町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 私が施政方針とか、予算説明の中で説明しましたとおり、いわゆる町民の要望にレスポンスの早い機構改革をつくりたいということで、今回新たな課を2つ設置をいたしました。それで、久村議員のおっしゃるとおり、町民の要望に応えるような組織改革、そして職員の配置、それで平成30年度から頑張っていきたいと、そういう所存でございますので、皆さんもまた、町皆さんも御協力をよろしくお願ひしたいとこのように思っております。

○議長（川野 雄一君） 久村昌司君。

○議員（3番 久村 昌司君） わかりました。今までで機構改革を行って町民の話を聞いていて、すぐ行動できるような体制づくりということ聞いて安心しました。どうも、皆さん大変ではありますけど、私たちも町に協力していきたいと思っております。職員の皆様はこれから一生懸命頑張ってください、私たちも頑張っていきますので、今後ともよい方向に進んでいければと思っています。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（川野 雄一君） 以上で、3番、久村昌司君の質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

---

○議長（川野 雄一君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。御苦勞さまでございました。

午前11時36分散会

---

議事日程(第3号)

平成30年3月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第7号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第8号 津奈木町情報公開条例及び津奈木町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第3 議案第9号 津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第11号 つなぎ文化センター条例の一部改正について
- 日程第6 議案第12号 津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第13号 津奈木町敬老祝金条例の一部改正について
- 日程第8 議案第14号 津奈木町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第15号 津奈木町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第16号 津奈木町介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第17号 津奈木町工場等設置奨励条例の制定について
- 日程第12 議案第18号 津奈木町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第13 議案第19号 平成30年度津奈木町一般会計予算
- 日程第14 議案第20号 平成30年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第21号 平成30年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第16 議案第22号 平成30年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第23号 平成30年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第24号 平成30年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
- 日程第19 議案第25号 平成30年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第20 議員派遣の件
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第22 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第23 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第1 発議第1号 津奈木町議会委員会条例の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第7号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第8号 津奈木町情報公開条例及び津奈木町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第3 議案第9号 津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第11号 つなぎ文化センター条例の一部改正について
- 日程第6 議案第12号 津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第13号 津奈木町敬老祝金条例の一部改正について
- 日程第8 議案第14号 津奈木町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第15号 津奈木町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第16号 津奈木町介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第17号 津奈木町工場等設置奨励条例の制定について
- 日程第12 議案第18号 津奈木町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第13 議案第19号 平成30年度津奈木町一般会計予算
- 日程第14 議案第20号 平成30年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第21号 平成30年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第16 議案第22号 平成30年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第23号 平成30年度津奈木町介護保険事業特別会計予算
- 日程第18 議案第24号 平成30年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算
- 日程第19 議案第25号 平成30年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第20 議員派遣の件
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第22 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第23 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第1 発議第1号 津奈木町議会委員会条例の一部改正について

---

出席議員（9名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 上村 勝法君 | 2番 澤井 静代君 |
| 3番 久村 昌司君 | 4番 橋口知恵子君 |
| 5番 柳迫 好則君 | 6番 寺本 信介君 |
| 7番 村上 義廣君 | 8番 林 賢二君  |

9番 川野 雄一君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 久村 庄次君

---

説明のため出席した者の職氏名

|       |        |       |        |
|-------|--------|-------|--------|
| 町長    | 山田 豊隆君 | 教育長   | 塩山 一之君 |
| 総務課長  | 林田 三洋君 | 総務審議員 | 吉澤 信久君 |
| 振興課長  | 倉本 健一君 | 振興審議員 | 下川 秀美君 |
| 振興審議員 | 財部 大介君 | 住民課長  | 新立 啓介君 |
| 住民審議員 | 五嶋 睦子君 | 教育課長  | 椎葉 正盛君 |

---

午前10時00分開議

○議長（川野 雄一君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1. 議案第7号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第2. 議案第8号 津奈木町情報公開条例及び津奈木町個人情報保護条例の一部改正について

日程第3. 議案第9号 津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第4. 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第5. 議案第11号 つなぎ文化センター条例の一部改正について

日程第6. 議案第12号 津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

日程第7. 議案第13号 津奈木町敬老祝金条例の一部改正について

日程第8. 議案第14号 津奈木町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第9. 議案第15号 津奈木町国民健康保険条例の一部改正について

日程第10. 議案第16号 津奈木町介護保険条例の一部改正について

日程第11. 議案第17号 津奈木町工場等設置奨励条例の制定について

日程第12. 議案第18号 津奈木町営住宅管理条例の一部改正について

日程第13. 議案第19号 平成30年度津奈木町一般会計予算

日程第14. 議案第20号 平成30年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第15. 議案第21号 平成30年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第16. 議案第22号 平成30年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算

日程第17. 議案第23号 平成30年度津奈木町介護保険事業特別会計予算

日程第18. 議案第24号 平成30年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算

日程第19. 議案第25号 平成30年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算

○議長（川野 雄一君） お諮りします。日程第1、議案第7号機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第19、議案第25号平成30年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算までの19議案を一括議題と致したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第1、議案第7号から日程第19、議案第25号までの19議案を一括議題とすることに決定しました。

一括議題とした議案について、お手元に配付のとおり、各常任委員長から審査結果の報告書が提出されております。審査の経過とその結果について、会議規則第37条第1項の規定により、各常任委員長の報告を求めます。

なお、質疑は委員長の報告終了後、一括して行います。

初めに、総務振興常任委員長の報告を求めます。総務振興常任委員長、久村昌司君。

○総務振興常任委員長（久村 昌司君） おはようございます。総務振興常任委員長報告を申し上げます。

3月5日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、7日間にわたり、審議を行いましたので、審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第7号から議案第10号まで、議案第17号から議案第19号、議案第22号、議案第24号、議案第25号であります。

審議に当たっては、担当課長、審議員及び班長の出席を求め、提案理由の説明を求めながら審議を致しました。

まず、「議案第7号機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の審議結果を申し上げます。

提案理由の説明のあと、「機構改革に伴い、人員が減少する部署が出てくるが、業務に支障が出るのではないのか」との質問に対し、「政策企画課が新しく設置され人員を配置するため、他の課にしわ寄せがくるのは避けられませんがプラスになる部分が大きいと考えています」との答

弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 8 号津奈木町情報公開条例及び津奈木町個人情報保護条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があります。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 9 号津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、児童福祉法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があります。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 10 号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

提案理由として、平成 30 年 4 月 1 日付けにて、行政組織の機構改革を行い、これに伴う職務分類を見直す必要があるため、本条例を改正するものです。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 17 号津奈木町工場等設置奨励条例の制定について」の審議結果を申し上げます。提案理由として、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴い、条例を制定する必要があります。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 18 号津奈木町営住宅管理条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。提案理由として、西迫団地建設により、本条例を改正する必要があります。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第 19 号平成 30 年度津奈木町一般会計予算」中、総務振興常任委員会所管分についての審議結果を申し上げます。

まず歳出より申し上げます。

款 2、総務費の一般管理費で「庁舎内ビジネスホン借り上げの内容は、また、メリットはあるのか」との質問に対して「現在光回線が町内全域に網羅しています、今回の電話回線の改修に併せて内線で教育委員会とを IP 電話でつなぐことにします。メリットとしては回線通話料が無料になり、年間の通話料が 50 万円から 80 万円下がる見込みです」との答弁がありました。

財産管理費の工事請負費で「庁舎北側外壁改修工事とあるが、将来的には北側以外も改修する

のか」との質問に対し、「庁舎1階会議室でも雨漏りが発生しており、今後は南側外壁や屋上等の防水施工も必要になってくるのではないかと予想されます」との答弁がありました。

企画費で、「地域おこし協力隊員報酬とあるが、その職務内容は」との質問に対し、「本人の希望は情報配信サイトの管理と住民参画型アートプロジェクト推進業務を希望されています、町としては芸術系大学卒業者のため美術館のサポート業務と情報配信業務を考えています」との答弁がありました。

地域振興費で「町地域ブランディング推進業務委託料はどのような内容なのか」との質問に対し、「小さくて強い産業づくり事業の一環で行っており、町全体の様々な資源を絡めての町づくり、また物産館を活用し、町全体の資源を売り出していくためのプラン作りを専門家へ委託する事業です」との答弁がありました。

美化事業推進費で、「舞鶴城公園周辺整備基本構想策定業務委託料については、過去にも計画や構想があったが、実行に移せるよう幅広く意見を取り入れ、業者任せの構想にならないようお願いしたい。また、公園等環境整備委託料は200万円で足りるのか」との質問に対し、「構想策定業務については、コンサル任せにならないよう多くの人に訪れて頂けるような基本構想を策定したいと考えています。また、公園等環境整備委託料については、過去7年の実績に基づき予算を配分し計上しています」との答弁がありました。

交通安全対策費で「交通指導員報酬を1人当たり5万1,900円から7万2,000円に増額した理由は」との質問に対し、「近隣市町村の状況を踏まえて増額しました」との答弁がありました。

款5、農業振興費で、「農業次世代人材投資資金で新規就農者が1人との説明があったが、今後の対応はどう考えているのか」との質問に対し、「水俣芦北管内での新規就農者は少なく、先日、芦北地域農業振興協議会で担い手支援に取り組む作業部会を立ち上げ、解消に向けて話し合いを行いました。町としても今後作業部会と連携し対応を考えていきます」との答弁がありました。

園芸振興費で「農作業支援事業補助金とあるが、アグリサービスを利用したとき補助金はいくらなのか。また、シルバー人材にも適用できるのか」との質問に対し、「アグリサービスの時給単価のうち335円を町で補助するもので、農業法人の利用時のみ適用となります」との答弁がありました。

農林水産費で「水産基盤整備交付金事業の内容は」との質問に対し、「魚の産卵場所となるアカモク等の海藻類がガンガゼによる食害で、魚場の環境悪化につながっているため、潜水士による海底調査を行い現状を把握し簡易藻場焦を海の中に沈め、アカモク等の海藻類を増殖させて魚の産卵場所を整備する事業です」との答弁がありました。

款6、観光費で「温泉センター外部改修工事実施設計委託料の内容は」との質問に対し、「屋根部分等の改修が今まで行われていないため傷みがあります。そこで改修工事に向けた実施設計の委託料です」との答弁がありました。

款7、土木管理費で「戸建て木造住宅耐震改修工事補助金とあるが、初めに耐震診断をするのか」との質問に対し、「工事を進めるには耐震診断が必要になり、診断に掛かる費用5,000円又は1万9,000円は自己負担で実施して頂き、診断結果に基づいて、補助金が受けられるか判断します」との答弁がありました。また、「住民の安心安全を守るため耐震診断は補助金対象にできないか」との質問に対し、「今後検討します」との答弁がありました。

款8、非常備消防費で、「水俣芦北広域消防事務組合消防費負担金4,000万円ほどの増額で、芦北消防署の建て直しが予定されているが、今後人員の増員や組織の体制、また、管轄はどうなるのか」との質問に対し、「芦北消防署は築40年ほど経過しており、車庫及び事務所が狭く耐震基準を満たしていないため1市2町の合意のもと、旧芦北プラザ跡地に建設が予定されています。平成29年度から平成30年度で基本設計・実施設計を行い、平成30年度から平成31年度にかけて建設予定です。人員配分については増員が決まっており、管轄については現在、平国・合串・福浦地区は水俣消防署が管轄でありましたが、建設後は芦北消防署に管轄が変更されると聞いています」との答弁がありました。

歳入について申しあげます。

「町有施設整備基金繰入金が施設の維持管理費に多く充当されているが、今後5年間の費用等は把握しているのか」との質問に対し、「住宅や道路等は長寿命化計画等があり把握していますが、文化センターの照明や音響関係の改修に約3億4,000万円必要との協議がありました。金額が大きいため緊急を要するものから年度を分けて予算要求をするように指示をしました」との答弁がありました。

「町有施設整備基金は建物に限るのか」との質問に対し、「町が有する施設であれば建物以外の道路などにも利用可能です」との答弁がありました。

以上、慎重審議の上採決した結果、「議案第19号平成30年度津奈木町一般会計予算」中、総務振興常任委員会所管分については、異議なく全会一致で、可決しました。

次に「議案第22号平成30年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算」は、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第24号平成30年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算」は、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に「議案第25号平成30年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算」の審議結果を申し上げます。

説明のあと、「平成29年度の販売件数は何件だったのか、また、問い合わせは何件だったのか」との質問に対し、「新聞広告等の販売促進を実施し問い合わせは8件ありましたが、販売には至りませんでした」との答弁がありました。

また、「問い合わせではどのような要望があるのか」との質問に対して「坪単価を下げられないかとの要望が多くありました。平成29年度から複数区画購入助成金を新たに設け、子育て支援助成金は町内の方にも対象となるよう要綱の改正を行っています」との答弁がありました。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

最後に、津奈木工業団地産廃飛散防止シート張り工事、赤崎小学校跡地交流広場整備工事、福浦漁港物揚場工事、町道長寿命化舗装補修工事の内野線舗装工事、津奈木村線舗装工事、合串福浦線道路改良工事、竹中団地改修工事、赤崎団地改修工事、上原団地解体工事実施設計業務の現場視察を行いました。

以上、総務振興常任委員会に付託されました10議案は、慎重審議の結果、それぞれ異議なく可決しました。

平成30年3月19日

総務振興常任委員長久村昌司。

津奈木町議会議長川野雄一様。

○議長（川野 雄一君） 総務振興常任委員長の報告が終わりました。

次に、教育住民常任委員長の報告を求めます。教育住民常任委員長、寺本信介君。

○教育住民常任委員長（寺本 信介君） おはようございます。教育住民常任委員長報告を申し上げます。

3月5日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、7日間にわたり、審議を行いましたので、審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第11号から議案第16号まで、議案第19号から議案第21号まで、及び議案第23号の10議案であります。

審議にあたっては、担当課長、審議員、班長、及び担当者の出席を求め、慎重審議しました。その結果を報告いたします。

まず初めに、議案第11号「つなぎ文化センター条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

この条例は、文化センター利用料を使用料として納入するのに伴い、本条例を改正するものです。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第12号「津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について」の審議結

果を申し上げます。

この条例は、子どもに係る医療費の助成対象を中学3年生から高校3年生まで拡充し、子育て環境の充実を図るため、本条例を改正するものです。

「18歳未満で在学せず就労している者は、対象になるのか。また、通信教育を受けている者は対象になるのか。」との質問に対して、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律に規定される高等学校等に通っている高校生が対象になる。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第13号「津奈木町敬老祝金条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

この条例は、県内、近隣市町村の動向にあわせ、米寿のお祝いとするため、本条例を改正するものです。

「80歳で敬老祝金をもらうことができなくなることで、長生きをしないと支給が受けられないことになる。良い制度であったものが悪いものになる。近隣市町村にあわせる必要はないのではないか。また、平成30年度は、80歳も対象になるが、平成31年度にはなくなるため、金品の支給が出来ないのであれば祝い品などの贈呈を検討したらどうか。」との質問に対して、「80歳については、今年度限りの改正となっているが、委員の意見を踏まえて来年度以降については内容の検討を行う。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第14号「津奈木町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

この条例は、国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律に住所地特例見直しに係る条文が新設されるため、本条例を改正するものです。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第15号「津奈木町国民健康保険条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。

この条例は、国保の財政運営の責任主体が県になり、市町村は、資格管理、保険料の賦課徴収等の事業を引き続き担うことになるため、本条例を改正するものです。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第16号「津奈木町介護保険条例の一部改正について」の審議結果を申し上げます。この条例は、介護保険料の額の改定及び介護保険法の一部改正により、介護保険事業の運営上必要な調査において文書提出等の命令に応じない場合に過料を科せられるものとして第2号被保険者等を加えるために、本条例を改正するものです。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第19号「平成30年度津奈木町一般会計予算」中、住民課及び教育課が所管する科目について審議結果を申し上げます。

まず、社会福祉総務費では、「地域見守り活動推進事業委託料には、人件費が含まれているのか。また、活動の実績はどうなっているのか。」との質問に対して、「委託料の内訳は、人件費450万円程度、事務費40万円程度、事業費40万円程度の総額である。主な活動は、見守り活動が5地区、ボランティア活動が2地区、公民館開放活動が7地区、サロン活動が8地区で、年間スケジュールに基づき、地区区長や、協力員と連携して実施している。」との答弁でした。

「遺族会の補助金が増額されているが増額の理由は。」との質問に対して、「これまで芦北町と合同で郡遺族会として活動していたが、津奈木町単独で活動することになったため増額している。」との答弁でした。

次に、老人福祉費では、「一人暮らし老人等の非常ベルの利用実績はあるのか。また、非常時にランプが回ると思うが、夜には人気がないので効果がないのではないか。」との質問に対して、「平成29年度は、非常ベルの利用はなかった。また大きな音のベルが鳴るため、近隣にいれば気づくと思われる。他市町村では、警備会社を利用している自治体もあり、防犯担当とも連携しつつ、今後の在り方を検討していく。」との答弁でした。

次に、障害者福祉費では、「重度心身障害者（児）医療は、子ども医療費との重複分はどうなのか。」との質問に対して、「子ども医療費が優先される。」との答弁でした。

次に、児童福祉総務費では、「ウッドスタート関連事業について、平成28年度、平成29年度の取り組みはどうなっているのか。又、おもちゃ美術館の検品が厳しいようだが今後も足並みをそろえていくのか。」との質問に対して、「町内業者で製作する予定であったが、製作が困難であったため、おもちゃ美術館に製作を依頼した。平成28年度分は、対象者への配布が完了している。平成29年度分も近日中に対象者に贈呈する予定である。将来的には、複数の種類を作成し全国から受注を受け販売できる体制を確保したいと考えている。そのため、おもちゃ美術館に協力をいただくことは有利になると考える。現段階は、人材育成の期間であり、しばらく時間がかかる。」との答弁でした。

次に、保健衛生費では、「妊婦健診助成金（里帰り分）は、どういうものか。」との質問に対して、「町の妊婦健診助成金と同様に、里帰り1人分を計上している。」との答弁でした。

海岸漂着物対策事業の委託料では、「最近全国的に問題となっている中で、大変良い事業だが、年1回の実施ではなく定期的に行うことはできないのか。」との質問に対して、「平成30年度は、漁協との打ち合わせで、休漁日の11月25日を予定している。事業の実施については、回収作業を漁協に委託することとしているため、定期的な実施については委託を受ける方の人力的な問題もあり、日程は限られてくるのではないかと思う。実施内容については、新規の事業のた

め、実績を踏まえて検討する。」との答弁でした。

次に、教育課が所管する科目で、小学校費では、「木製の机と椅子を導入したのはいつか。今後はスチール製に変わっていくと考えていいのか。」との質問に対して、「平成12年度から平成14年度の間導入された。木製の机と椅子は、丈夫だが非常に重く、高さ調整等も簡単に出来ない作りである。学校からの要望もあり2年でスチール製に変えていく。」との答弁でした。

次に、社会教育総務費では、「全国・九州大会出場助成金は、スポーツ関係のみが対象か。」との質問に対して、「文化関係も含んでいる。」との答弁でした。

次に、文化センター費では、「嘱託職員数と施設管理業務委託料の内容は。」との質問に対して、「嘱託職員は2名で、昼間の勤務を行っている。施設管理業務委託料は、夜間利用者の対応を依頼し週4回程度の利用がある。町が直接個人と管理委託契約をしており、予算は別途計上している。」との答弁でした。

また、「保守点検委託料の点検内容は。」との質問に対して、「吊り物の点検は、照明機器等の重量があるものも吊ってあるため、専門業者に年2回、空調設備は、年4回行っている。ホールや会議室等の空調設備全般では、機械内部の清掃も依頼している。ピアノの保守点検委託料は、調律も含め鍵盤の調整や外観の痛み等総合的な点検を依頼している。」との答弁でした。

次に、保健体育総務費では、「町民体育祭について、平成30年度は、大きく変更されるようだが教育委員会の判断か。」との質問に対して、「体育部長にアンケートを採り教育委員会で協議し、体育協会理事会で決定し、各地区の体育部長にも通知している。」との答弁でした。

次に、体育施設費では、「管理委託をしている運動公園の施設に、教育委員会から出向き点検等をするのか。不備な点があった場合の情報の伝達方法は。」との質問に対して、「遊具や浄化槽については定期的な点検を行っているが、トイレ等に関しては定期的な点検は行っていない。利用者や管理を委託している方からの情報により現地へ確認に行き、必要があれば修繕等を行う。」との答弁でした。

次に、海洋センター費では、「B&G体育館屋根の補修は、天窓の防水加工（吹き付け）だけで大丈夫か。」との質問に対して、「見積もりでは、10年保証と聞いている。」との答弁でした。「屋根全体を覆うような工法は考えなかったのか。」との質問に対して、「その工法では高額になり、風向き等で完全に雨漏りを防ぐのは難しいと思われるので今回の工法としている。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、議案第19号中、住民課及び教育課所管の原案は、全会一致で可決しました。

次に、議案第20号「平成30年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算」について審議結果を申し上げます。

歳入では、「基金繰入金が昨年より大きく減額しているが理由は。」との質問に対して、「昨年は、1千600万円の基金繰入金のうち、1千万円を療養費、600万円を特定健診に予定していたが、療養費が予想を下回ったため、600万円のみを繰入れた。今年度は、人間ドック該当者から受診率を考慮して、280万円を計上している。」との答弁でした。

歳出では、「人間ドックを受けない人への対応はどうするのか。また、特定健診等の受診ができる医療機関が限られているのか。」との質問に対して、「広報等で周知していく。特定健診については、水俣市芦北郡医師会に依頼をし、協力できる医療機関で受診できる。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第21号「平成30年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算」について審議結果を申し上げます。

執行部からの説明を受け、慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第23号「平成30年度津奈木町介護保険事業特別会計予算」について審議結果を申し上げます。

歳出では、「介護予防ボランティア養成事業とは。また、ボランティアの対象者は地域住民か。」との質問に対して、「新規事業であり、介護が必要な方を実際見ている方、今後住民主体のサービスを増やしていくために養成事業を行う。地域住民を対象とし、参加しやすい時期等も考慮していく。」との答弁でした。

慎重審議の上採決した結果、全会一致で可決しました。

最後に現場視察の結果報告を致します。

広域クリーンセンター、ゴミ処理場、B&G体育館、小学校プール、保育園の現場視察を行いました。

平成15年に竣工された広域クリーンセンターでは、平成30年度でDCS（中央監視制御システム）の更新が予定されています。

小学校プール更衣室改修工事については、水泳の授業に間に合うよう早急な着工を希望します。

以上、教育住民常任委員会に付託されました10議案については、慎重審議の結果、それぞれ異議なく可決しました。これで報告を終わります。

平成30年3月19日

教育住民常任委員長寺本信介。

津奈木町議会議長川野雄一様。

○議長（川野 雄一君） 教育住民常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第7号から議案第25号までについて、順次、討論・採決を行います。

議案第7号機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号津奈木町情報公開条例及び津奈木町個人情報保護条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号津奈木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長

の報告は可決です。

お諮りします。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号つなぎ文化センター条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号津奈木町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第12号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号津奈木町敬老祝金条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号津奈木町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号津奈木町国民健康保険条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号津奈木町介護保険条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号津奈木町工場等設置奨励条例の制定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号津奈木町営住宅管理条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号平成30年度津奈木町一般会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第19号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号平成30年度津奈木町国民健康保険事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第20号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号平成30年度津奈木町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第21号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号平成30年度津奈木町簡易水道事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第22号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号平成30年度津奈木町介護保険事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第23号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号平成30年度津奈木町恒久対策事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の

の報告は可決です。

お諮りします。議案第24号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号平成30年度津奈木町宅地造成事業特別会計予算について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第25号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川野 雄一君） 全会一致です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20. 議員派遣の件

○議長（川野 雄一君） 日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣について、期間等やむを得ず変更を生じる場合は、議長に一任願いたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定しました。

---

#### 日程第21. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

#### 日程第22. 総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件

#### 日程第23. 教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（川野 雄一君） お諮りします。日程第21から日程第23までの、各委員長からの閉会中の継続調査の申し出3件を一括議題とします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。日程第21、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件、日程第22、総務振興常任委員会の閉会中の継続調査の件、日程第23、教育住民常任委員会の閉会中の継続調査の件は、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第21から日程第23までは各委員長申し出のとおり、閉会中継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩致します。

午前10時50分休憩

-----  
午前11時10分再開

○議長（川野 雄一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----  
追加日程第1. 発議第1号 津奈木町議会委員会条例の一部改正について

○議長（川野 雄一君） 議事日程の追加を行います。

お諮りします。ただいまお手元に配付致しました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加して議題としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程を追加することに決定しました。

追加日程第1、発議第1号津奈木町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。8番、林賢二君。

○議員（8番 林 賢二君） 発議第1号津奈木町議会委員会条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

機構改革に伴う条例改正が可決され、平成30年4月1日から役場行政組織が新しい組織編制となり、本条例で定めている「常任委員会のその所管」において、課の追加、及び名称の変更が行われたことで、本条例を改正するものです。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川野 雄一君） 提出理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号津奈木町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。発議第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野 雄一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（川野 雄一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。これにて会議を閉じます。

これで、平成30年第1回津奈木町議会定例会を閉会します。

午前11時12分閉会

---

○議長（川野 雄一君） ここで、町長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。  
町長、山田豊隆君。

○町長（山田 豊隆君） 第1回定例会も、15日間にわたって慎重なる御審議をいただき、平成30年度当初予算をはじめ、機構改革に伴う条例改正など大変重要な案件を御議決賜り誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

一般質問におきましても、町政に対するさまざまなアドバイスや提言をいただきありがとうございました。

実現できる事業につきましては、早急に検討に入りたいと思います。また、御意見いただきました県への要望なども引き続き行ってまいりたいと思います。

国会は、森友学園への国有地売却問題で揺れに揺れています。財務省の決済文書改ざんや会計検査院の不当審査など大きな問題が次々と表面化しました。

また、新燃岳が7年ぶりに爆発的噴火を起こし、本町でも降灰が確認されました。どちらも、早くおさまっていただき、平常時に向かいますようお願いしたいと思います。

役場も今回御議決をいただき、新年度からは組織が変わることとなります。しばらくは多少の混乱が見られるかもしれませんが、広報等により早急に周知を図り、影響が最小限になるよう努力致しますとともに、今後は議員の皆様方の評価を受けながら、親しみのある、また活力のある組織づくりに取り組んでまいりたいと思います。

季節も移りまして、春の香りがただよい、町が淡いピンク色に彩られる美しい時節柄となりま

した。

議員の皆様方におかれましては、御健康に留意され、引き続き町政発展のため御尽力をいただき、御指導を賜りますよう重ねてお願いを申し上げ、御礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川野 雄一君） 閉会の御挨拶を申し上げます。

今津奈木町議会第1回定例会におきまして、上程されました案件につき、長期間にわたる議員各位の慎重・審議の結果、全案件、原案のとおり議決を見ましたことは、議員各位の御精励によるたまものと感謝申し上げます。

執行部におかれましては、両委員会の審議に当たり、担当課長を初め、班長及び担当者各位には、常に真摯な態度で審議に御協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

委員会や本会議において、議員より述べられました意見や要望等については十分考慮を払われ、反映されますよう望むものであります。

議員各位、また、執行部におかれましては、今後ともますます健康に留意され、町民の福祉と町政発展のために、より一層御協力を賜りますようお願い致しまして、閉会の御挨拶と致します。御苦労さまでございました。

午前11時15分終了